



令和6年1月

東久留米市教育委員会

はじめに

「東久留米市教育振興基本計画」は平成26年8月の策定以来、本市の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのロードマップとなってきました。

この度の「東久留米市第3次教育振興基本計画」は、前計画の計画期間の終了を受けて、富田竜馬市長の下、総合教育会議において令和4年7月に策定された「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」に拠り、令和6年度から10年度までの5か年を計画期間として策定します。

国はその「教育振興基本計画」において、持続可能な社会の創り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上をコンセプトとして示しました。本市では、その教育目標において「児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、全ての市民がよりよく生きるための力を身につけ、生涯を通じて学び、支えることのできる地域社会を目指します。」としています。

教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立ちます。

今後も市教育委員会では、学校、家庭、地域や各関係機関の方々と連携協力を進めながら、計画の着実な実行に努めてまいります。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画を策定するにあたり、パブリックコメントのほか、教育関係団体への意見聴取及び市民委員による懇談会を開催したところ、広く皆様からご意見を寄せていただきましたこと、御礼申し上げます。全てに目を通しまして、ご意見の中には反映させていただいたものもございます。全員にお伝えすることはできませんので、この場をもって報告に代えさせていただきます。

令和6年1月

東久留米市教育委員会

<目 次>

第1章 東久留米市の教育をめぐる現状	
1 市の概要	1
2 教育振興基本計画策定の背景	5
3 「東久留米市第3次教育振興基本計画」の位置付け	7
4 東久留米市教育委員会教育目標	8
5 東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 (令和4(2022)年7月)	9
第2章 基本施策と具体的施策	
「東久留米市第3次教育振興基本計画」の施策体系	14
I 子どもの未来を育む学校教育	16
II 市民の学びを地域に生かす生涯学習	41
第3章 「東久留米市第3次教育振興基本計画」の実現に向けて	
「東久留米市第3次教育振興基本計画」の実現に向けて	51
資料編	
○東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱	54
○東久留米市教育振興基本計画策定等に関する懇談会運営要領	55
○教育関係団体からのご意見	56
○懇談会開催概要	64
○パブリックコメントの実施結果	71

※表記について

◎原則、広報で使用している「用字・用語ブック(第6版)」(時事通信社)によっています(同じページに算用数字と漢数字が使われている場合があります。例:一人ひとりなど)。本文中では平仮名を使用していますが、一部の固有名詞は漢字を使用しています。

※図表について

◎調査実施や結果公表の時期を考慮し、令和4年度または令和5年度のうち、最新の年度のものを掲載しています。

第1章 東久留米市の教育をめぐる現状

1 市の概要

○地勢

東久留米市は武蔵野台地のほぼ中央にあり、東京都心から約24kmの西北部にあり、北多摩の東北部に位置し、東西6.5km、南北3.5km、面積は12.88km²です。市の中央を黒目川・落合川が東流し、その他の小流も北東に流れています。地下水も豊富で、谷地には数カ所の湧（ゆう）水が見られます。昭和30年代後半からひばりが丘団地・東久留米団地・滝山団地・久留米西団地などが次々と建設され、人口は急激に増加しました。そして、昭和45年に東京都で22番目の市として「東久留米市」が誕生しました。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という）が開催されることになっていた2020年には、「市制50周年」の節目の年を迎えました。

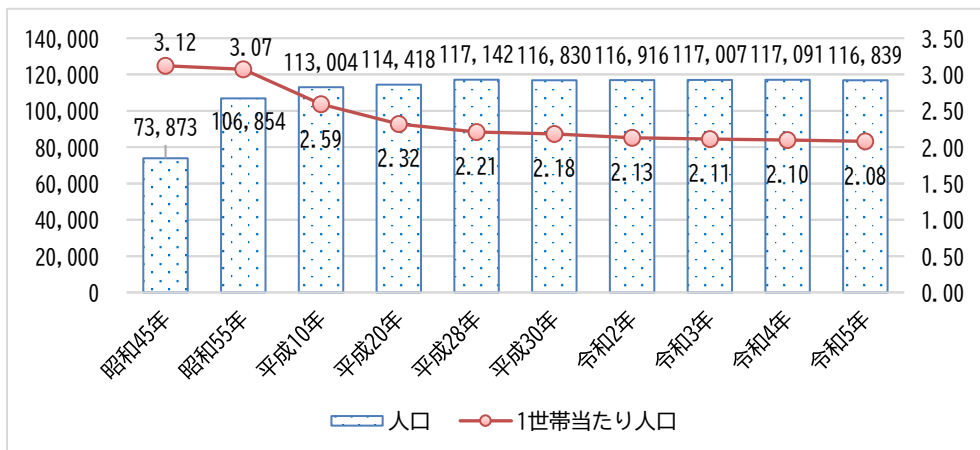
○人口、世帯、子どもの数

大規模団地が次々と建設された昭和30年代後半から人口は急激に増加し、市制施行された昭和45年には73,873人となりました。昭和51年に10万人を超え、昭和60年代からこれまで11万人台で推移し、「令和5年」は116,839人となっています。

また、昭和45年に23,676世帯だった世帯数も、「令和5年」は56,093世帯へと増加しています。一方、一世帯当たり人口は昭和45年の3.12人に対し、「令和5年」では2.08人と減少しています（図1）。また、75歳以上がさらに増えており、少子高齢化の加速が予想されます（p.2図2）。

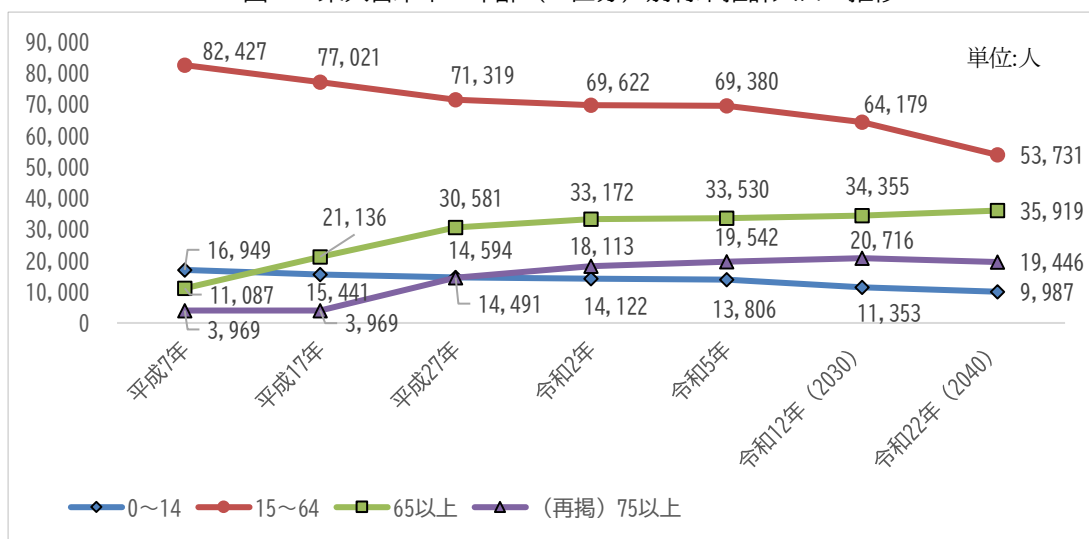
<図1 東久留米市の人口と1世帯当たり人口の推移>

単位：人



※各年1月1日現在、外国人住民または外国人世帯含む 資料：総務部総務課「統計東久留米」

<図2 東久留米市の年齢（4区分）別将来推計人口の推移>



※資料：令和2年までは国勢調査、令和5年は市住民基本台帳、令和12年以降は東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測」（2023年更新）の推計値による。

東久留米市には市立小学校12校、市立中学校7校あり、令和5年5月1日現在、8,312人の児童・生徒が就学しています（p.3～4表1・2）。小学校の児童数は昭和54年度の13,063人、中学校の生徒数は昭和60年度の5,794人をピークに減少してきました。今後も微減するものの、ほぼ横ばいで推移すると予想されています（p.3～4図3・4）。また、学級数についても小学校は昭和54年度の354学級、中学校は昭和60年度の144学級をピークに減少しています。このため、学校の適正規模及び適正配置について検討する必要があります。

また、聞こえにくさや言葉の出にくさがあることなどで地域の小学校の通常学級に在籍して言語通級指導学級などに通っていたり、LD※、ADHD※や自閉症スペクトラム※などの発達障害により個別または小グループでの指導を受けるなどしている、特別な支援が必要な子どもが増えていることから、個々の子どものニーズや成長過程に合わせた支援が必要です（p.3～4表1・2）。

※LD…基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、「聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力」のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す学習障害。

※ADHD…年齢や発達にそぐわない注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動障害。社会的活動や学業の機能に支障をきたす。

※自閉症スペクトラム…対人関係に対して苦手意識や強いこだわりといった特徴をもつ発達障害。3歳ぐらいまでに症状が現れることが多く、成人期に症状が顕在化することもある。

<表1 令和5年度児童数及び学級数>

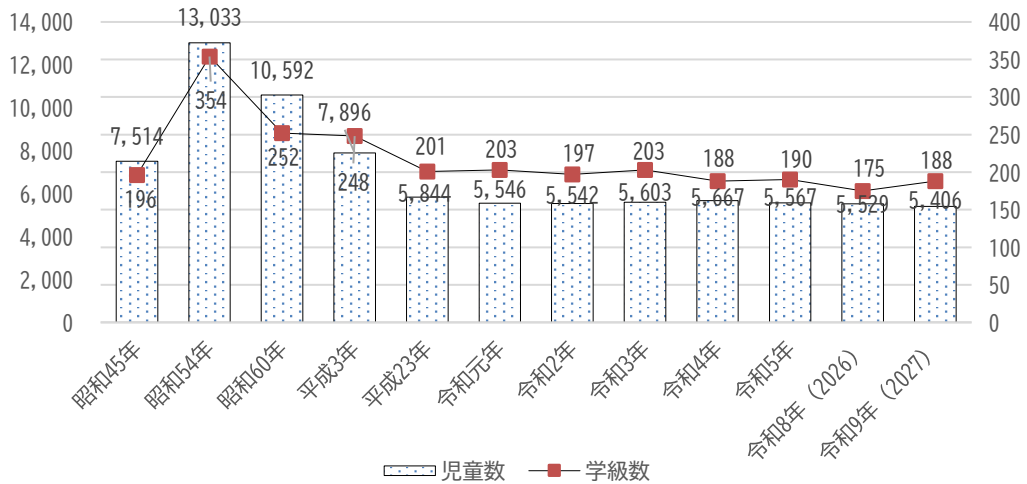
令和5年5月1日現在

小学校名	1年	学級	2年	学級	3年	学級	4年	学級	5年	学級	6年	学級	児童計	学級計
第一小学校	80	3	92	3	91	3	74	3	93	3	78	2	508	17
第二小学校	88	3	103	3	76	3	111	4	108	3	90	3	576	19
第三小学校	68	2	91	3	83	3	81	3	96	3	82	3	501	17
第五小学校	131	4	141	5	140	4	149	5	134	4	109	3	804	25
第六小学校	62	2	59	2	63	2	58	2	59	2	49	2	350	12
第七小学校	98	3	96	3	99	3	86	3	78	2	91	3	548	17
第九小学校	91	3	66	2	117	4	96	3	86	3	88	3	544	18
第十小学校	41	2	51	2	49	2	62	2	44	2	42	2	289	12
小山小学校	95	3	67	2	68	2	65	2	72	2	53	2	420	13
神宝小学校	39	2	42	2	37	2	45	2	46	2	43	2	252	12
南町小学校	78	3	96	3	79	3	80	3	75	2	74	2	482	16
本村小学校	51	2	49	2	41	2	49	2	44	2	59	2	293	12
合計	922	32	953	32	943	33	956	34	935	30	858	29	5,567	190

特別支援学級	1年	2年	3年	4年	5年	6年	児童計	学級計
三小すずかけ	5	4	4	3	3	2	21	3
七小しらゆり	2	3	5	4	4	6	24	3
神宝小わかば	2	1	4	2	2	2	13	2
神宝小なのはな	2	5	4	2	5	4	22	3
南町小ひまわり	0	4	7	6	4	4	25	4
南町小たけのこ	5	5	7	3	5	2	27	4
合計	16	22	31	20	23	20	132	19

※学籍のみの児童を除く。

<図3 小学校児童・学級数の推移>



※各年5月1日現在 資料：令和4年度までは文部科学省「学校基本調査」、令和8年度以降は東京都「教育人口等推計」の推計値

<表2 令和5年度生徒数及び学級数>

令和5年5月1日現在

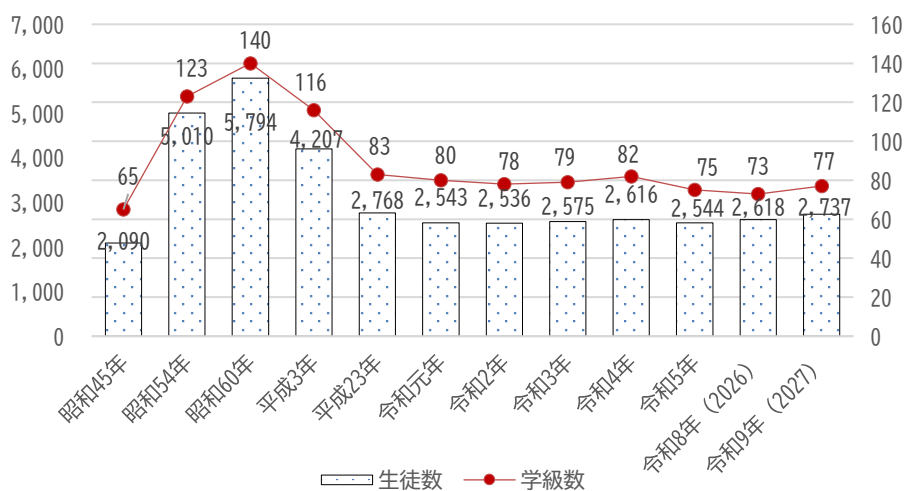
中学校名	1年	学級	2年	学級	3年	学級	生徒計	学級計
久留米中校	137	4	142	4	131	4	410	12
東中学校	63	2	77	2	70	2	210	6
西中学校	144	4	159	4	143	4	446	12
南中学校	161	5	162	5	161	5	484	15
大門中学校	77	3	105	3	93	3	275	9
下里中学校	135	4	99	3	119	3	353	10
中央中学校	118	4	132	4	116	3	366	11
合計	835	26	876	25	833	24	2,544	75

特別支援学級	1年	2年	3年	生徒計	学級計
東中9組	4	6	5	15	2
西中1組	13	14	7	34	5
中央中7組	9	6	5	20	3
合計	26	26	17	69	10

難聴通級指導学級	1年	2年	3年	生徒計	学級計
久留米中こだま学級	2	0	2	4	1

※学籍のみの生徒を除く。

<図4 中学校生徒・学級数の推移>



※各年5月1日現在 資料:令和4年度までは文部科学省「学校基本調査」、令和8年度以降は東京都「教育人口等推計」の推計値

2 教育振興基本計画策定の背景

国は教育再生の取り組みとして、平成18年12月に教育基本法を改正しました。この改正教育基本法第17条第1項では、国に「教育振興基本計画」を定めることを義務付け、また同条第2項では、地方公共団体に地域の実情に応じた同計画を定めることの努力義務を課しています。これを受けて、国は平成20年7月に教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「教育振興基本計画」を策定し、その後5年ごとに計画は見直され、令和5年6月に「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェル・ビーイング※の向上」をコンセプトとする「第4期教育振興基本計画」を策定しました。

こうした状況の中、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、東久留米市における教育振興に関する基本的計画を定めることを目的として、平成26年8月に「東久留米市教育振興基本計画」を策定しました。さらに、単年度の事業計画を作成し、着実に事業を推進してきました。平成27年4月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が施行され、「総合教育会議」において、市長と教育委員会が「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）」について協議し、5月に市長が「大綱」を策定しました。これを受けて、教育委員会では平成27年11月、東久留米市教育振興基本計画の改訂を行いました。

令和4年2月には「東久留米市第5次長期総合計画」が策定され、そこに掲げられた基本的な施策である「生涯学習の推進」「子どもの未来を育む学校づくり」等の実現に向けて、さまざまな教育施策に取り組んできました。併せて、東久留米市教育委員会教育目標により、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、全ての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指しています。

令和3年12月に就任した富田竜馬市長により、総合教育会議での3回の協議を経て大綱が改定され、令和4年7月に「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（令和（2022）年7月）が策定されました（以下「新大綱」と略す）。

そして、今年度は第2次計画の計画期間の終了である令和5年度を迎えたため、新大綱に拠り、令和6年度から令和10年度までの5カ年を計画期間とする「東久留米市第3次教育振興基本計画」を策定することになりました。

策定に当たっては、広く市民の意見を聴取するため、教育関係団体への意見聴取を行い、市民委員による懇談会を開催するなど、パブリックコメントを実施しました。

先ず、事務局作成の計画草案について、令和5年8月24日から9月15日までの期間を設け、

※ウェル・ビーイング…個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。1946年に世界保健機関(WHO)が定めた「WHO憲章」の前文ではwell-beingという言葉を用いて、「健康(Health)」の定義を「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも全てが満たされた状態にあること」(日本WHO協会:訳)としている。ウェル・ビーイングは幸福度に関する包括的な概念で、国は骨太方針2022において、各政策分野における重要業績評価指標への「Well being」指標の導入を進めるとしている。

教育関係機関の皆様から書面による意見聴取を行い、ご意見を反映した素案を令和5年第10回教育委員会定例会で協議しました。

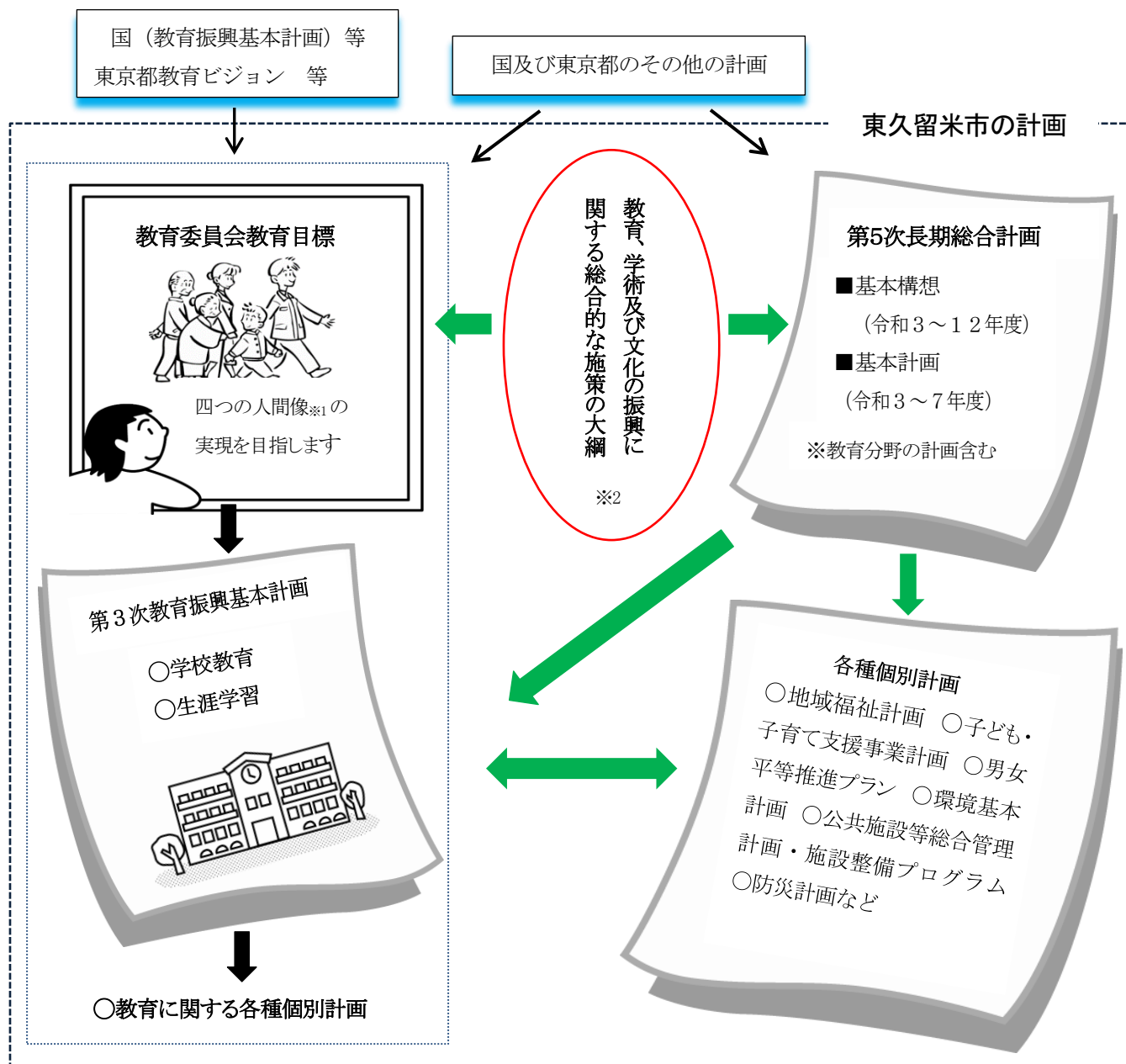
次いで、素案について、令和5年9月27日開催の公募等の市民を委員とする懇談会において各委員からご意見をいただき、そのご意見に基づく修正をするとともに、未定稿となっていた部分を加え、令和5年第5回教育委員会臨時会において協議し、素案から原案に向けての計画となったことが承認されました。

3 「東久留米市第3次教育振興基本計画」の位置付け

(1) 計画の位置付け

この計画は、「大綱」及び東久留米市長期総合計画・基本構想を踏まえるとともに、東久留米市教育委員会が定めた「教育目標」の理念を踏まえて策定しています。また、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画など他の各種個別計画との連携を図りつつ、東久留米市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。

については、学校教育や生涯学習に関する各種計画の策定や見直しに当たっては、今後「東久留米市第3次教育振興基本計画」を踏まえるものとしします。



※1 四つの人間像とは「自ら学び、知を創造する人間」「豊かな心と人間性を高めていく人間」「たくましく成長する人間」「粘り強く行動し、実現する人間」のことであり(p.8 参照)。

※2 大綱は令和4(2022)年7月に改定されました(p.9 参照)。

(2) 計画期間

この計画は、東久留米市が将来を見据えて目指す教育の姿を明らかにし、その実現を図るべく、令和6年度から令和10年度までを計画期間として施策の方向性と取り組みを体系付け、明確にするものです。

(3) 今後の方針

この計画の期間中、国・東京都における新たな計画の策定や本市の長期総合計画等の改定により、大きな施策の見直し等があった際には必要に応じて見直しを行います。

4 東久留米市教育委員会教育目標

東久留米市教育委員会では、教育行政の基本となる「教育目標」を策定しています。

この計画では、「教育目標」に掲げられた四つの人間像の育成を、東久留米市の教育の姿として位置づけています。



教育は、生命と個人の尊厳を重んじ、公共の精神を尊び、平和で民主的な国家及び社会の形成者として豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期して行われるものです。あわせて、教育は、わが国の文化と伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、国際社会に生きる日本人の育成を期して行うものです。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指します。

教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立ちます。すべての市民が教育に参加することを目指し、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、以下に掲げる人間像の実現を図り、積極的に教育行政を推進していきます。

●自ら学び、知を創造する人間

学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を創造できる人間を育てます。

そのため、積極的に学ぶ意欲を持ち自分で課題を見付け、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をすることのできる資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。

●豊かな心と人間性を高めていく人間

人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切にすることをもち、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。

そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。

●たくましく成長する人間

人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生

を送る人間を育てます。

そのため、生涯を通じて健全な食生活の習慣を身に付けるとともに、積極的にスポーツに親しみ、体力づくりに努める習慣や意欲、能力を育成します。

●粘り強く行動し、実現する人間

生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心を持ち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。

そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

昭和59年第1回教育委員会臨時会（昭和59年2月20日）決定

平成26年第2回教育委員会臨時会（平成26年1月27日）最終改定

5 東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

（令和4（2022）年7月）

基本方針1 子どもの未来を育む学校教育

1-1 人権尊重の精神の涵（かん）養と健やかな心と体の育成

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養が図られることが大切です。市立小・中学校では人権教育を推進しており、今後も、児童・生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を進めます。

本市では、平成30（2018）年に「東久留米市いじめ対策基本方針」を改定しました。未然防止、早期発見を最優先事項として、いじめの撲滅について主体的にかかわり、考え、能動的に行動する児童・生徒を育成します。

健やかな心と体の育成に当たり、心と体を一体として捉え、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成することや適切な生活習慣及び食習慣の定着を図ります。

1-2 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成

学校には、一人ひとりの子どもを多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう育成することが求められています。基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む姿勢を養っていきます。さらに、見出した情報を活用しながら他者と協働していく情報活用能力を育みます。

社会のグローバル化が進むなか、国際理解は重要な課題となっています。国際社会で活躍できる人材を育成するため、外国語の学習のほか、自分たちの伝統と文化に対して誇りを持つこと、他国の人々や文化を理解し尊重する態度を育てます。

また、読書を通して子どもたちの豊かな人間性を育む読書活動の推進のため、学校図書館の整備を行っていきます。

1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり

学校が各校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めるためには、地域や学校の実態に即して適切な教育課程を編成し実施するとともに、評価、改善していくことが大切です。教員が効率的に業務を行い、子どもに向き合う時間を確保しながら、多様な状況下にあるすべての児童・生徒の学びを保障するため、家庭、地域及び関係機関と連携を図り、時代の要請に応える教育環境の整備、充実に努めていきます。

事故の未然防止に向けて、長期的な視点での学校施設の維持管理が求められており、計画的に学校施設を整備していきます。また、子どもの安全確保に向けた取り組みを進めます。

学校給食は、アレルギー対応や食中毒対応の強化などに努めながら、児童に安全・安心な給食を提供していくための持続可能な体制整備を進めます。

基本方針2 市民の学びを地域に生かす生涯学習

2-1 市民のニーズに応じた生涯学習活動の充実

生涯学習は、地域社会の活力の維持と発展において大切です。多様な生涯学習活動が地域で行われ、市民一人ひとりが主体的にそれに親しみ、共に学び合うことができる環境づくりが求められています。

市民の生涯学習活動に取り組む意欲を醸成するため、生涯学習活動に関する分かりやすい情報発信に努めます。地域における生涯学習を推進し、継続的で自主的な学びにつなげるため生涯学習団体、NPO、指定管理者などと市民が連携し、それを行政が支援していきます。

次世代を担う子どもたちの成長を支えていくために、社会全体で子どもを育てる環境が求められており、地域住民やさまざまな企業・団体等の参画により、それぞれの地域の特色や実情に応じた学習や文化・芸術活動を実施することができる仕組みづくりを進めます。

2-2 歴史・文化・情報拠点としての図書館サービスの充実

図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、市民の課題解決を支援する、まちの情報拠点として、生活や学習に必要な資料・情報を提供しています。また、まちの歴史や文化を次代に継承するため、本市に関する地域資料、行政資料を収集、保存しています。

図書館が市民の情報拠点として、多様化するニーズに応え、だれもが等しくサービスを楽しむことができるよう、情報化の進展にも対応した取り組みを進めます。

令和2(2020)年2月に策定した「東久留米市子ども読書活動推進計画」第三次計画では、特に、読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組みに重点を置くこととしました。今後も自由で自主的な子どもの読書活動を保障するための読書環境の整備を目指して、計画に基づき取り組みを推進していきます。また、平成29(2017)年1月に定めた「今後の東久留米市立図書館の運営方針」に基づき、目指すべき図書館像の実現に向けて、これまでの取り組みを継承するとともに、サービスの充実に向けた取り組みに努めます。

2-3 市民協働による文化財の保護・活用

文化財の保護については、郷土の歴史や文化を後世に伝え、市民の郷土への関心を高めるため、広報紙やホームページ等を活用した啓発を行い、定期的に指定を行うなど、関係団体と協力・連携を図りながら行っています。地域の郷土芸能の伝承は、担い手の高齢化と減少が深刻な問題と

なっており、郷土芸能団体への支援を行っていく必要があります。

文化財を活用していくための歴史に関する講座や講演会などの企画事業、人材の育成や体制づくりについては、市民活動団体などとの協働体制をつくっていくことが求められます。

次期の市史編纂の資料ともなるテーマごとの資料集刊行と並行し、歴史的公文書などの行政資料についても関係機関と連携し管理・蓄積に努めます。

2-4 スポーツとの触れ合いを広げる市民スポーツの振興

本市は、令和3(2021)年10月に「東久留米市スポーツ健康都市宣言」を行い、スポーツに対する市民意識の向上に努めています。スポーツを通じて楽しみや喜びを得るとともに、健やかな心と体をつくり、仲間とのつながりや交流が促進されることなどが期待されます。

市民のだれもが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康、体力の保持、増進や地域での交流を広げられるよう、市民が安全な環境において日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、スポーツを支える活動に参加できる機会の確保に努めます。

また、スポーツを奨励し、振興するため、指導者や市民スポーツ団体の運営に携わる人材の確保・育成とともに、市民スポーツ団体との連携を進めます。

基本方針3 家庭・地域での子ども子育て支援

子育て家庭のニーズが多様化しており、家庭の状況に応じたきめ細やかな子育て支援が求められています。子どもたちが安心して暮らせるよう、地域や社会全体で支えられる、子どもを中心とした適切な支援を包括的に講じていくことが必要です。

については、児童虐待防止に向けては早期対応を図るため、家庭・地域・学校・関係機関との連携による支援の充実を図っていきます。

また、特別な支援を必要とする子どもや「小1プロブレム」への対応、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対して、地域、関係機関と連携して、包括的な対応や支援に努めます。

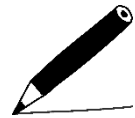
第2章 基本施策と具体的施策

I 子どもの未来を育む

学校教育

II 市民の学びを地域に生かす

生涯学習



「東久留米市第3次教育振興基本計画」の施策体系

I 子どもの未来を育む学校教育

I 人権尊重の精神の涵(かん)養と健やかな心と体の育成 p.16

1 個性を認め合う教育の推進 p.16

①人権尊重教育の充実 p.16

ア)人権教育の推進 イ)自己肯定感・自己有用感の醸成

②いじめ問題への対応 p.18

ア)東久留米市いじめ防止対策基本方針に基づいた取り組みの推進 イ)情報モラル教育の推進

③不登校問題への対応 p.20

ア)相談体制の充実 イ)不登校対策の充実

④特別支援教育の充実 p.21

ア)個に応じた指導・支援の充実 イ)インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

⑤日本語指導が必要な子どもへの支援 p.23

2 規範意識や他人を思いやる心を育む教育の推進 p.24

①道徳教育の充実 p.24

ア)「考え、議論する道徳」の実現 イ)生命を大切にする心、他人を思いやる心、規範意識等を育む教育の充実

3 生涯にわたって育む健やかな体づくり p.25

①体育・健康に関する教育の充実 p.25

ア)体力向上や心の健康に関する指導の充実 イ)学校における食育の推進と学校給食の充実

II 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成 p.28

1 確かな学力の育成 p.28

①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 p.28

ア)「資質・能力」の三つの柱を育成 イ)ICTを活用した教育の充実

②連携・協働による教育活動の推進 p.30

ア)幼保小連携・小中連携による系統的な指導の推進 イ)家庭学習の充実

③子ども読書活動の推進 p.31

2 国際社会の担い手を育む教育の推進 p.32

①グローバルに活躍できる人材の育成 p.32

ア)伝統と文化の理解の推進 イ)英語教育と国際理解教育の推進 ウ)言語活動の充実によるコミュニケーション能力の育成

②地域と連携した教育の推進 p.33

III 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり p.35

1 持続可能な指導体制の整備 p.35

①組織としての学校機能の強化 p.35

ア)学校評価を活用した学校経営の継続的な改善 イ)「学校における働き方改革」の推進

②教員の資質・能力の向上 p.36

ア)教員の授業改善・指導力向上の推進 イ)教育センター機能の充実

2 児童・生徒の安全の確保 p.37

①地域や保護者と連携した防災教育の推進 p.37

②通学路の安全対策 p.38

3 質の高い教育の基盤となる環境の整備 p.38

①着実かつ効果的な施設保全の実現 p.38

②ICT環境の整備 p.39

③学校の適正規模・適正配置の検討 p.40

II 市民の学びを地域に生かす生涯学習

I 市民のニーズに応じた生涯学習活動の充実 p.41

1 生涯学習活動に対する支援の充実 p.41

①生涯学習・交流の機会の提供 p.41

②生涯学習環境の整備 p.42

2 地域教育資源の活用と地域コミュニティの形成 p.42

①地域資源を活用した学校との協働活動の推進 p.42

②子どもの居場所づくり・放課後子供教室の推進 p.43

③中学校部活動の地域連携 p.43

II 歴史・文化・情報拠点としての図書館サービスの充実 p.44

1 効率的で持続可能な図書館運営の推進 p.44

①資料・情報提供の充実と学習支援 p.44

②地域資料・行政資料の収集・保存 p.45

③子ども読書活動の推進 p.46

III 市民協働による文化財の保護・活用 p.46

1 郷土の文化財の保護・活用 p.46

①文化財の調査と保護の推進 p.46

②文化財の活用と確実な伝承・継承の推進 p.47

IV スポーツとの触れ合いを広げる市民スポーツの振興 p.48

1 「東久留米市スポーツ健康都市宣言」に基づく市民スポーツの振興 p.48

①スポーツに親しめる機会の充実 p.48

②スポーツ環境の整備 p.49

I 子どもの未来を育む学校教育

I 人権尊重の精神の涵(かん)養と健やかな心と体の育成

基本施策1 個性を認め合う教育の推進

技術革新等により、社会が多様化・複雑化しています。

予測できない未来に対応し、全ての人々の人権が尊重される自由で平等な社会を実現するためには、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成していくことが重要です。

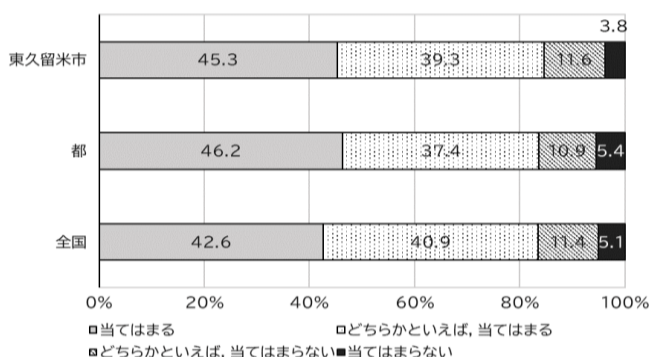
そのためには、子どもたちがさまざまな人と関わりながら学び、その学びを通じて、自分の存在が認められることや、人権尊重の理念の下、相互に尊重し合い、協働していく意識を醸成させることが必要です。

①人権尊重教育の充実（指導室）

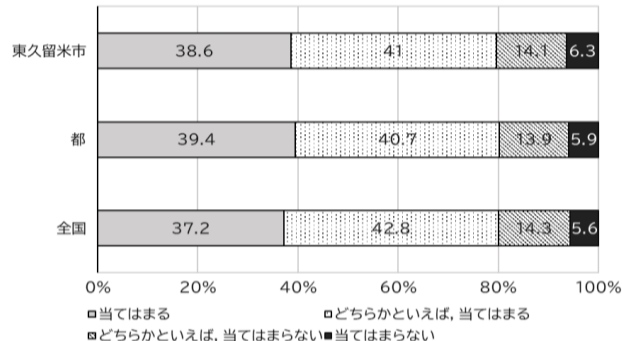
【現状と課題】

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「東京都人権施策推進方針」等に基づき、人権教育を推進しています。今後も、教員の人権感覚を高め、子どもたちに人権尊重の意識を醸成させるとともに、身の回りにあるさまざまな差別の解消を図る指導を充実させていく必要があります。

<図5（小学校）自分にはよいところがあると思いますか>



<図6（中学校）自分にはよいところがあると思いますか>



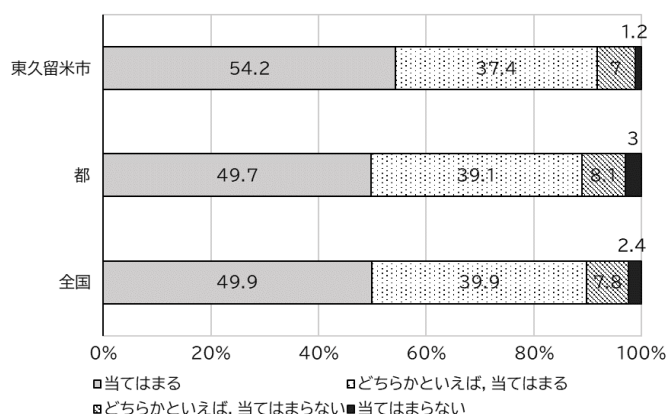
出典：令和5年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査(図5・6)

相手を尊重するためには、自分自身を認め、認められる経験を持つことが大切です。

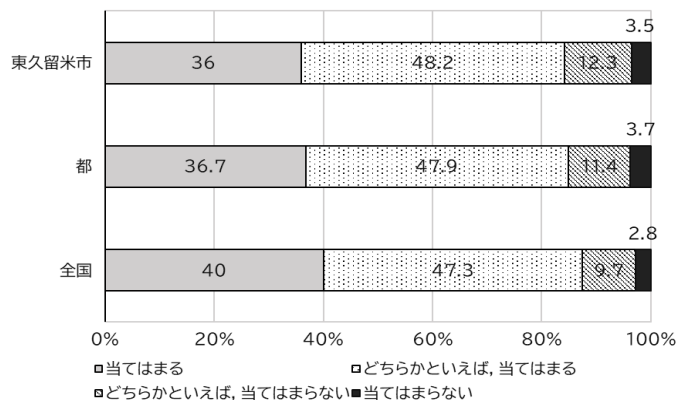
本市では約8割の児童・生徒が「自分にはよいところがある」と肯定的に捉えており(図5・6)、「先生によいところを認めてもらっている」と感じている児童・生徒は9割近くいます(p.17図7・8)。

一人ひとりの児童・生徒が自分のよさや可能性を認識して自信を持って成長し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、自己肯定感や自己有用感を向上させ、他者を思いやる気持ちをさらに育む必要があります。

<図7 (小学校)先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか>



<図8 (中学校)先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか>



出典：令和5年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査(図7・8)

【施策の方向性】

指標：「自分にはよいところがあると思う（肯定的回答）」の児童・生徒の割合を80%以上とする。

ア) 人権教育の推進

- 女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人、LGBT※、感染症等による差別等の人権課題に対して、引き続き、あらゆる偏見や差別をなくすために人権尊重の理念の定着を図ります。
- 各小・中学校で人権教育全体計画を作成し、毎年見直しを行い、教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進することができているか、横断的・系統的な指導を展開できているかについて、継続して検証します。
- 人権教育推進委員会を計画的に開催し、各学校における人権教育の一層の充実を図ります。

イ) 自己肯定感・自己有用感の醸成

- 各教科等及び特別活動など学校教育全体を通して、自分のよさを実感する経験を積み重ね、生きる力や意欲の源となる自己肯定感・自己有用感を育む指導を行います。
- 市内の小・中学校が集う連合行事や生徒会サミット等を開催し、互いのよさを認め合う機会とします。
- 多世代交流、ボランティア活動、地域の自然や人と触れ合う学習活動など地域と連携した教育活動を通じて、相互理解を深め、自己肯定感・自己有用感の醸成を図ります。

※LGBT…レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲイ(同性を好きになる男性)、バイセクシャル(両性を好きになる人)、トランスジェンダー(生物学的な性と出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人)の頭文字をつなげた言葉。さらに、Q(クエスチョニング)という心の性別、恋愛の方向が定まっていなかったり、変化途中である人々などの性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つである頭文字をつなげたLGBTQや、それ以外の性を表す「+(プラス)」を付けて、LGBTQ+という言葉も使われる。令和5年6月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行された。

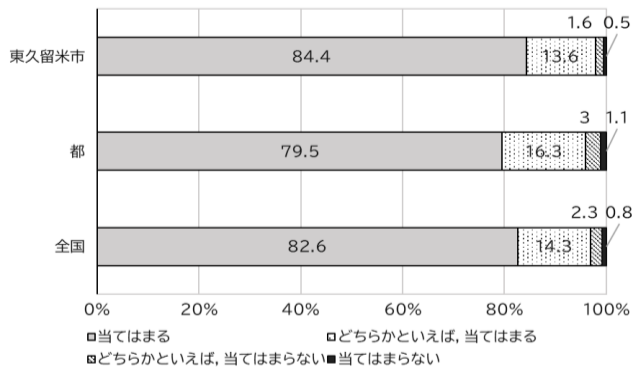
②いじめ問題の対応（指導室）

【現状と課題】

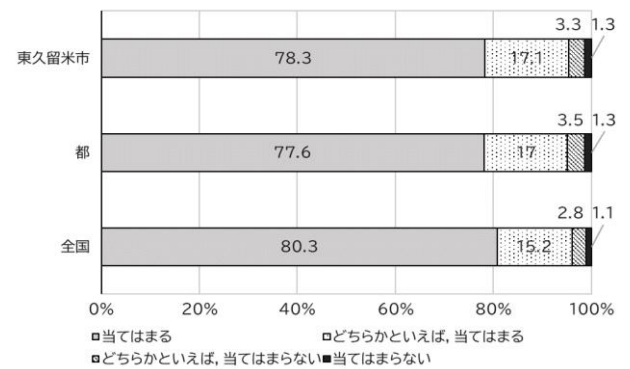
いじめを防止し、子どもたちを守るために、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が定められ、この法律により、教育委員会や学校では、「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめに対する取り組みが行われてきました。

しかし、今なお、いじめがなくなることはありません。いじめを原因とした不登校や自殺が起こっており、学校だけではなく社会全体の問題として認知されています。

<図9（小学校）いじめはどんなことがあってもいけないことだと思いますか>



<図10（中学校）いじめはどんなことがあってもいけないことだと思いますか>



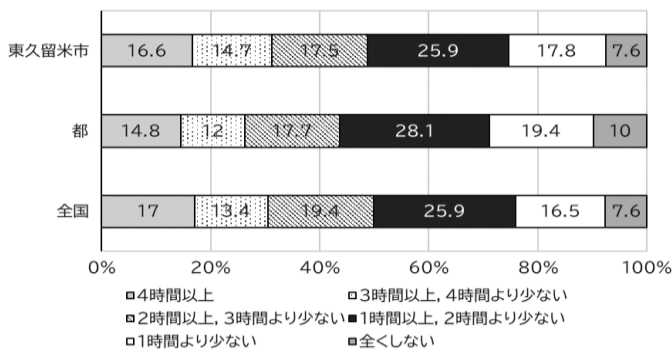
出典：令和5年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査(図9・10)

いじめを防止するためには、全ての児童・生徒が互いの人権を認め、人格を尊重し、いじめが許されない行為であることを理解し、いじめの問題を力を合わせて進んで解決しようとする態度を身に付けなければなりません。

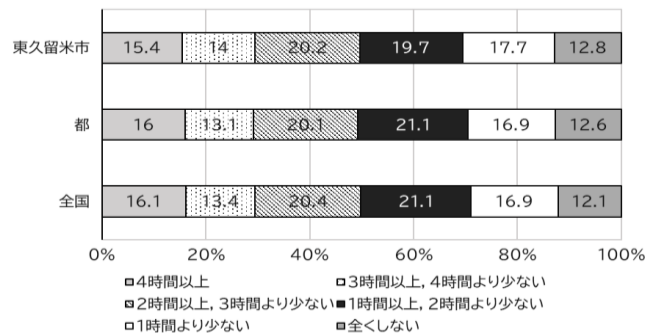
令和4年度の「全国学力・学習状況調査（小学校6年生・中学校3年生対象）」児童・生徒質問紙調査の結果によると、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に対して、「当てはまる」と答えている児童は84.4%、生徒は78.3%です（図9・10）。

中学校においては全国平均を下回る結果で、いじめが許されないという意識の醸成が不十分であることが分かります。

<図11（小学校）普段、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム(PC、携帯電話、スマートフォンを含む)をしていましたか>



<図12（中学校）普段、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム(PC、携帯電話、スマートフォンを含む)をしていましたか>



出典：令和4年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査(図11・12)

社会全体で、児童・生徒の規範意識の低下、人間関係の希薄化が指摘されるとともに、ICT※を活用した学びが進む中、ネットトラブルに巻き込まれる危険性が増大しています。

「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)」によると、小中高等学校におけるいじめの認知件数の中でも、タブレット端末やパソコン、スマートフォンによる誹謗・中傷等の認知件数は、前年度比3,030件増の2万1,900件となり、増加しています。

本市では、1日に2時間以上、テレビゲーム(PC、携帯電話、スマートフォンを含む)をしている児童・生徒が全体の約5割を占めています(p.18図11・12)。

こうした中、ネット上のいじめ、さらには子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えられます。

【施策の方向性】

ア) 東久留米市いじめ防止対策基本方針に基づいた取り組みの推進

- 教員のいじめに対する正しい理解と意識の向上を図り、いじめを見逃さずに早期に発見し組織的に対応します。
- 教員の指導力の向上を図り、いじめの未然防止への取り組みを積極的に推進します。
- 全ての子どもたちが楽しく、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校の教育活動全体を見直すとともに、いじめの未然防止に向けて、子どもたちの主体的ないじめの未然防止の取り組みを推進します。
- スクールカウンセラーと連携し、組織的な相談体制づくりや丁寧な初期対応を確実に行うことで、児童・生徒にとって安心・安全な環境をつくります。
- 6月、11月、2月の年3回、いじめ防止授業等を確実に実施し、「いじめは絶対に許さない」という認識を醸成させます。

イ) 情報モラル教育の推進

- 他人への影響を考え、行動に責任を持つことや、有害情報への対応等の情報モラル教育を行います。
- 家庭や地域と連携し、ネット上の情報やサービス等を、情報セキュリティ対策を講じた上で正しく安全に利用しようとする態度を、家庭や地域と連携しながら育みます。
- 東京都教育委員会が策定した「SNS東京ルール」を基に、各学校が策定した「SNS学校ルール」を年度ごとに各校で見直し、児童・生徒に指導するとともに、各学校において「SNS家庭ルール」の策定を各家庭に呼び掛け、保護者への啓発を行います。
- 生活指導主任研修会を中心に、情報モラル・セキュリティに関する情報交換や研修を行い、インターネットによるいじめの防止について共通理解を図ります。

※ICT…ICTは情報通信技術のことで、PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカー等の様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。ICTはIT(情報技術)にコミュニケーションの要素を含めたもの。

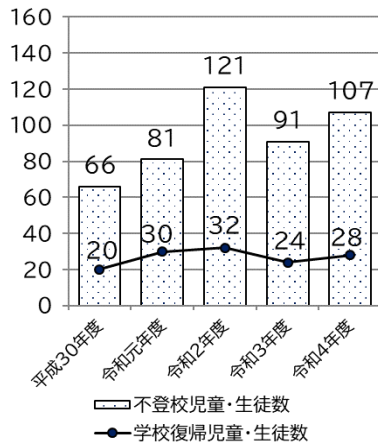
③不登校問題への対応（指導室）

【現状と課題】

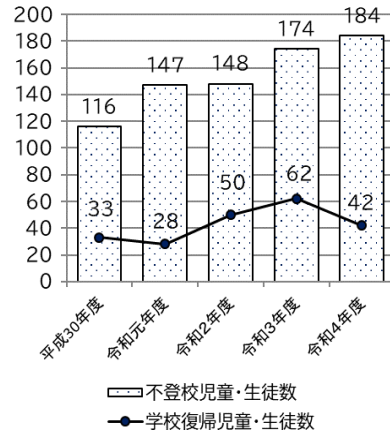
本市の不登校児童・生徒数は、令和2年度から3年度にかけて小学校はやや減少したものの、令和4年度はいずれも増加しています（図13・14）。特に、小学校高学年から中学生の不登校児童・生徒数が増えています。不安や情緒的混乱、生活リズムの乱れなどといった「本人に関わる問題」をきっかけとする不登校が多く、こうした傾向は全国や東京都の状況と共通しています。

東京都が行った令和4年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業報告（途中経過）によると、不登校児童・生徒の保護者は、学校に対しては「学校が決めた教材だけではなく本人が自主的に学習したものも見てほしい」「子どもたちの状況は千差万別なので、話を聞いてくれる教職員が増えてほしい」、教育支援センター等に対しては「学校と同じような対応ではなく、子ども一人ひとりの状況に寄り添ってほしい」「自習だけでなく子どもたちの交流の居場所となるような工夫をしてほしい」という支援を求めています。今後はこのようなニーズを踏まえた、幅広く、柔軟な対応が必要です。

<図13 小学校における不登校発生状況>



<図14 中学校における不登校発生状況>



出典：指導室作成資料(図13・14)

本市の2か所の教育相談室では、児童・生徒等の不登校に関する相談活動を行っています。相談件数は増加しています（平成30年度は63件、令和4年度は83件の「不登校・登校しづり」に関すること）。現在、本市では、不登校に係る悩みを抱えた子どもや保護者を支援するために4人のスクールソーシャルワーカー※が支援を行っています。今後はさらに専門性の高いスクールソーシャルワーカーを各校に配置することを目指していきますが、人材確保と配置の拡充が必要です。

不登校を減らすための取り組みには全ての児童・生徒が学校を魅力ある場所と感じられるようにする「未然防止」の取り組みと、児童・生徒が安心して生活できる場を整えて学校に復帰させる取り組みが大切です。しかし、不登校の要因は多様化、複雑化していることから、不登校児童・生徒への支援に当たっては、必ずしも学校復帰が好ましい選択肢ではない状況の児童・生徒もいることを踏まえ、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい対応が不可欠です。

※スクールソーシャルワーカー…不登校やヤングケアラー等子どもが抱えるさまざまな課題を解決に導くため、社会福祉の専門的な知識や技術を活用し、学校、家庭や、地域の関係機関との連携を図り、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて活動する。

児童・生徒の状況に応じて校内の別室への登校や学習適応教室の利用を推進するほか、フリースクール等地域の企業・団体・NPO等とも連携し、児童・生徒が社会との結びつきを強めるようなさまざまな体験活動を実施したり、学校外の多様な人材の協力により、児童・生徒に多様な学習の機会を提供したりするなど柔軟な対応が望まれます。そのために、学校が子どもの小さな変化を早期に発見し、速やかに関係諸機関と連携して組織的に対応する体制を強化する必要があります。

【施策の方向性】

ア) 相談体制の充実

- スクールカウンセラー※及びスクールソーシャルワーカー等と連携するとともに、国・都・市の教育相談体制を紹介し、子どもたち自身の困り感に応じた教育相談体制の充実を図ります。
- 教育相談室やスクールソーシャルワーカーを中心に、保護者に対し、不登校への理解や不登校となった児童・生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実を図ります。
- 困難な課題を抱える家庭に対し、支援を充実させるため、児童相談所、医療機関、こども家庭センター、福祉との連携強化を図ります。

イ) 不登校対策の充実

- 全小・中学校の不登校への取り組みをさらに高めるとともに、個別支援シートを活用し、不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導の充実を図ります。
- 学習適応教室※を充実させ、学習内容も自学自習を基本としつつ、子どもたちの意思を尊重しながら、読書や運動、コミュニケーションを主としたゲーム、調理実習、ものづくり、レクリエーションなどの様々な体験活動を行います。
- 不登校児童・生徒やその保護者の支援を強化するために、学習適応教室に加え別室登校等の多様な支援の充実を図ります。

④特別支援教育の充実（指導室）

【現状と課題】

特別支援学級は、知的障害の固定学級が小学校4校、中学校3校に設置されています。自閉症・情緒障害の固定学級が小学校2校に設置されています。その他、難聴・言語障害の通級指導学級が小学校1校に、難聴の通級指導学級が中学校1校に設置されています（p.22図15・16）。

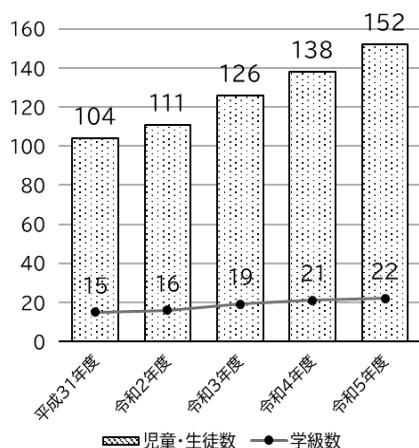
令和4年2月には、「東久留米市第2次特別支援教育推進計画」を策定し、児童・生徒の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりを目指すとともに、児童・生徒の健やかな学びと育ちを支える教育環境・教育条件の整備の一層の充実を図ることとしました。

※スクールカウンセラー…心理に関する専門性を持ち、学校において児童・生徒が抱えるさまざまな課題の解決のための助言や指導を行う。

※学習適応教室…不登校の小・中学生やその保護者を支援するために設置された不登校対応の施設。

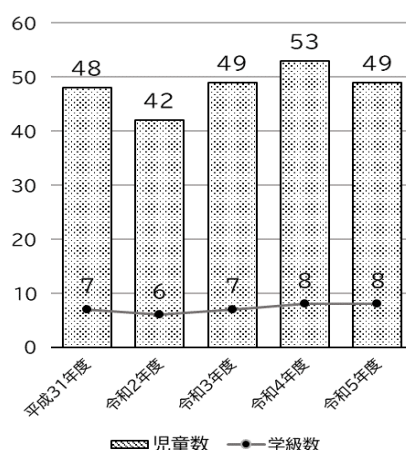
<図15 知的障害特別支援学級

児童・生徒数及び学級数>



<図16 自閉症・情緒障害特別

支援学級児童生徒数及び学級数>



出典:指導室作成資料(図15・16)

児童・生徒の適正就学を推進するため、就学支援委員会に市内の教員、特別支援コーディネーターのほか、地域の特別支援学校の教員、市内公立保育園長及び医師を交え、教育・医学・心理等の専門家が連携して、適正就学を推進しています。

また、平成28年度から小学校、令和元年から中学校において特別支援教室が導入され、就学相談(令和元年度143件、令和2年度149件、令和3年度140件、令和4年度156件)、特別支援学級(固定学級)への転学相談、特別支援教室入室相談が増加しています。

近年、特別支援教育を必要とする児童・生徒が増加し、通常の学級の中にも特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍しています(図16・17)。

障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備、医療的ケアを必要とする子どもたちに対する支援、障害の状態等に応じたデジタル活用の推進等、共生社会の実現に向けた教育的ニーズが高まっています。

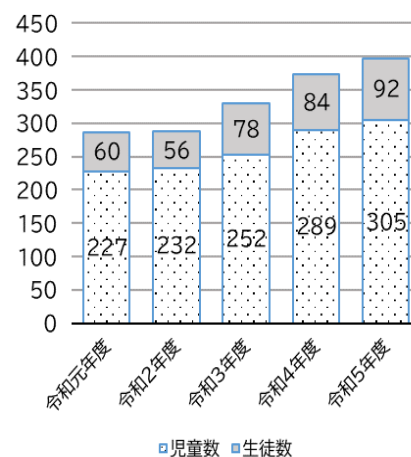
【施策の方向性】

ア) 個に応じた指導・支援の充実

- 「東久留米市第2次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させます。
- 個々の児童・生徒の実態に応じて、個別の指導計画を作成し、きめ細やかな指導を行います。
- これまでの就学相談や判定会のシステムをより充実させるとともに、小中学校間の連携や、特別な支援を必要とする児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない指導・支援体制を整備・充実します。
- 臨床心理士、就学相談員、東京都立特別支援学校等の特別支援教育コーディネーター、看護師等の多様な人材による支援体制の整備を行います。

<図17 特別支援教室人数の推移

(令和5年5月1日現在)>



出典:指導室作成資料(図17)

イ) インクルーシブ教育システム※構築のための特別支援教育の推進

- インクルーシブ教育システム構築の理念を実現するために、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ機会を増やすことを追求します。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応える指導を提供できるよう教育環境を整備し、教員の指導力を向上させ、児童・生徒の自立と社会参加の力を育てます。
- 全ての子どもにとって分かりやすい授業を行うため、授業のユニバーサルデザイン化※の徹底を図ります。

⑤日本語指導が必要な子どもへの支援

【現状と課題】

令和3年度に文部科学省が行った調査「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると、日本語指導が必要な児童・生徒は5万人以上であり、年々増加の一途をたどっています。

本市においても、日本語を習得できていない状況での外国からの児童・生徒の転入が増加しています（表3）。

日本語で日常会話が十分にできない児童・生徒や、日常会話ができていても学年相当の学習言語が

不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童・生徒にとって、日本の学校生活になじみ、学習内容を理解することができるようになるための指導が必要です。

<表3 市内の外国籍の児童・生徒の人数>

	小学校	中学校
令和3年度	101人	39人
令和4年度	70人	22人
令和5年度	120人	57人

出典：令和5年度外国人の子どもの就学状況等調査(令和5年5月1日現在)

【施策の方向性】

- 学校における日本語指導の充実を図るために講師派遣を行い、日本語指導が必要な児童・生徒の学びの機会を充実させます。
- 日本語指導が必要な児童・生徒について、一人ひとりの状況をきめ細やかに把握し、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携しながら、学校生活を円滑に送ることができるように支援の充実を図ります。

※「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)…障害者の権利に関する条約第24条によれば人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

※授業のユニバーサルデザイン化…学力の優劣や発達障害の有無に関わらず全ての子どもが楽しく「わかる・できる」ように工夫・配慮された授業のデザインにしていくこと。

基本施策2 規範意識や他人を思いやる心を育む教育の推進

子どもを取り巻く環境の変化などから、生命を大切にする心や思いやりの心などの倫理観や規範意識、社会性の育成が求められています。

学校、家庭、地域が十分に連携を図りながら、子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育む道徳教育の充実がますます重要になっています。人と人が支え合う社会の中で、自分の個性を伸ばし、可能性を広げ、多様な人々と協調しながら生きていくためには、自分を大切にする気持ちとともに、他者を思いやる気持ちが必要です。

①道徳教育の充実（指導室）

【現状と課題】

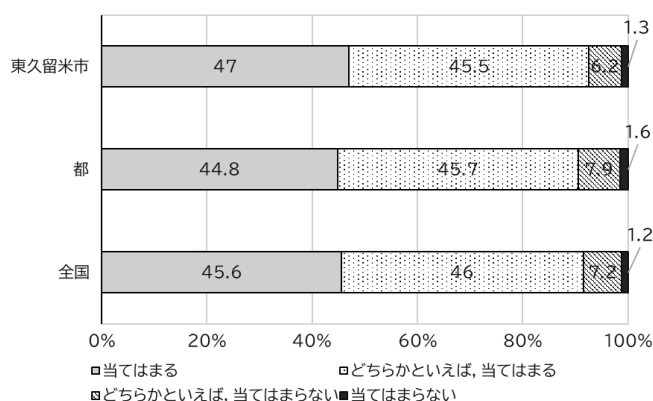
価値観が多様化する社会にあって、生命の大切さや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識や公共心の育成が求められています。子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育むには、学校と家庭及び地域社会が連携し、子どもたちの発達段階に応じた心に響く道徳教育を充実させることがますます重要になっています。

小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から「特別の教科 道徳」が全面実施となりました。「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」を目指し、学校全体で道徳教育に取り組むことが求められています。

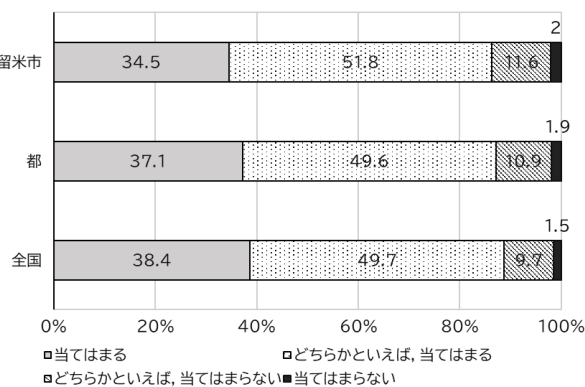
災害の発生や感染症の流行等による社会変化の中で、命の大切さや他者を思いやる心を育むことに努めてきました。都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、児童・生徒の豊かな人間性や社会性などを育むには発達段階に応じてボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、さまざまな体験活動を行うことが大切です（図18・19）。

また、児童・生徒の健全な自立心と自律性を育成するためには、自己肯定感を高めるとともに、規範意識を身に付けさせることが必要です。

<図18(小学校)人が困っているときは進んで助けていますか>



<図19(中学校)人が困っているときは進んで助けていますか>



出典：令和5年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査(図18・19)

【施策の方向性】

ア)「考え、議論する道徳」の実現

- 問題解決的な学習、体験的な学習など多様な指導方法を取り入れた道徳の授業を展開します。
- 道徳的価値観を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実を進めます。

イ) 生命を大切に作る心、他人を思いやる心、規範意識等を育む教育の充実

- 「特別の教科 道徳」の授業を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行い、児童・生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。
- 保護者・地域・関係諸機関と連携した道徳教育を推進し、規範意識の醸成を図ります。
- カリキュラム・マネジメントを通して、地域の環境を生かした自然体験活動やボランティア活動等の社会奉仕体験活動等さまざまな体験活動を行い、道徳的实践力を育みます。

基本施策3 生涯にわたって育む健やかな体づくり

生涯にわたって健康な生活を送るための基礎をつくるには、学校の教育活動全体を通じた体系的な取り組みが必要です。

スポーツに親しみ、体力づくりに積極的に取り組むとともに、メンタルヘルスやアレルギー疾患等の多様な健康課題について適切な指導が求められています。

さらに、適切な生活習慣や食習慣を身に付けるためには、学校・家庭・地域の連携を推進する必要があります。偏りのない食生活や地場産農作物の活用など、食に関する教育を推進します。

①体育・健康に関する教育の充実（学務課・指導室）

【現状と課題】

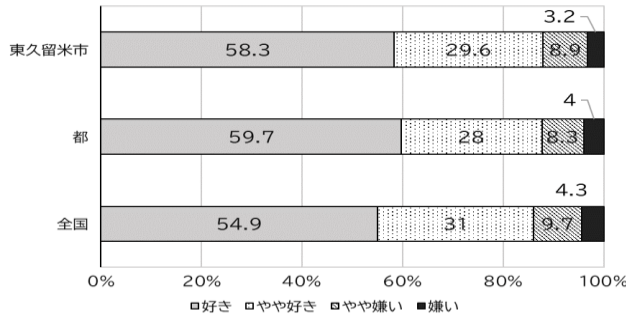
学校では、児童・生徒の体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力を育む努力をしています。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、「運動が好き」と答えている子どもは約9割おり、7割以上の子どもが日ごろから運動に親しんでいます（p.26図20～27）。

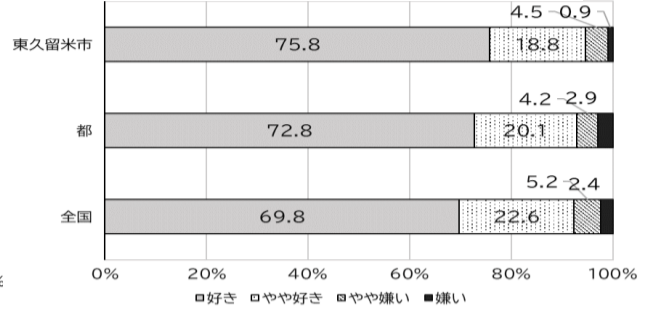
小学校では、なわとびや持久走による運動旬間を通して、全校で楽しみながら運動に親しむ機会を設定し、中学校では毎時間の体育の授業において、サーキットトレーニング等に取り組ませたり、個々の生徒に目標を持たせたりして体力づくりに取り組んでいます。

しかしながら、近年における都市化、情報化、少子化、核家族化などの社会の変化により、児童・生徒を取り巻く生活環境は大きく変化し、生活習慣病や、ストレス・いじめ・不登校などの心の健康、喫煙・薬物乱用、性に関する情報の氾濫などの健康に関する課題に適切に対応することがさらに求められています。

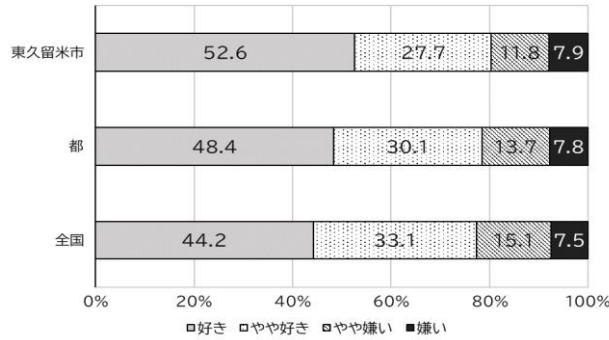
<図 20 (小学校/女子)運動やスポーツをすることは好きですか>



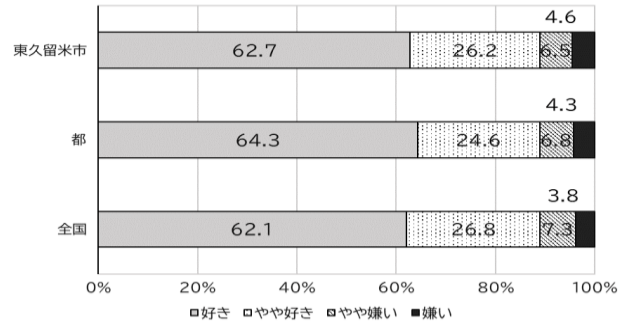
<図 21 (小学校/男子)運動やスポーツをすることは好きですか>



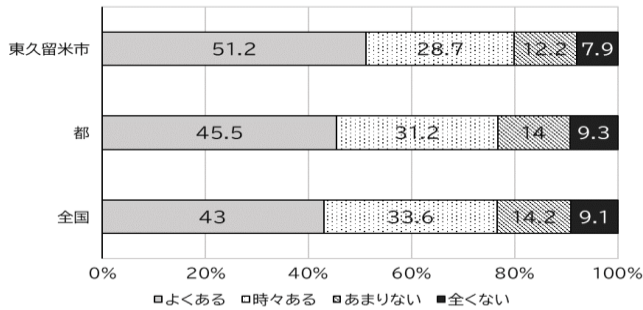
<図 22 (中学校/女子)運動やスポーツをすることは好きですか>



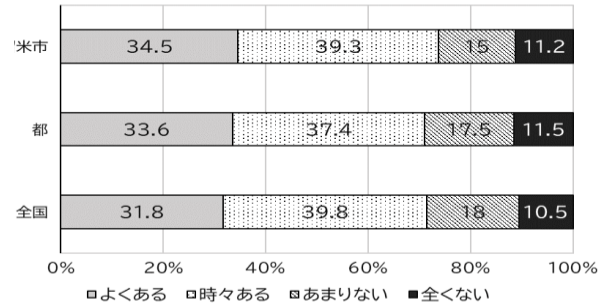
<図 23 (中学校/男子)運動やスポーツをすることは好きですか>



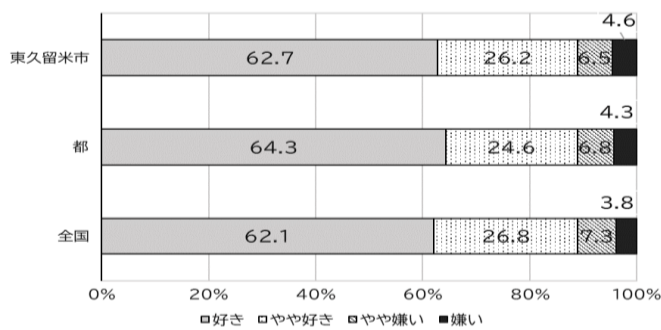
<図 24 (小学校/女子)放課後や学校が休みの日に運動部や地域のスポーツクラブ以外で運動やスポーツをすることがありますか>



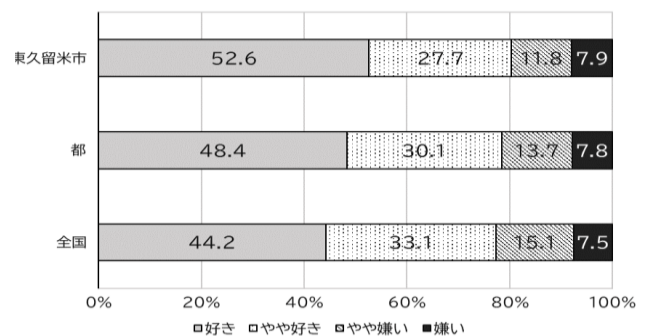
<図 25 (小学校/男子)放課後や学校が休みの日に運動部や地域のスポーツクラブ以外で運動やスポーツをすることがありますか>



<図 26 (中学校/女子)放課後や学校が休みの日に運動部や地域のスポーツクラブ以外で運動やスポーツをすることがありますか>



<図 27 (中学校/男子)放課後や学校が休みの日に運動部や地域のスポーツクラブ以外で運動やスポーツをすることがありますか>

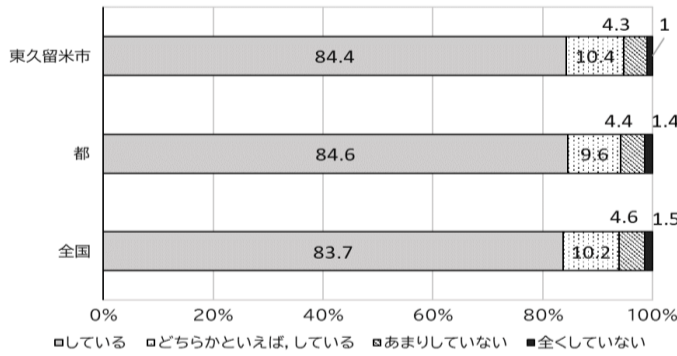


出典:令和4年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(図 20~27)

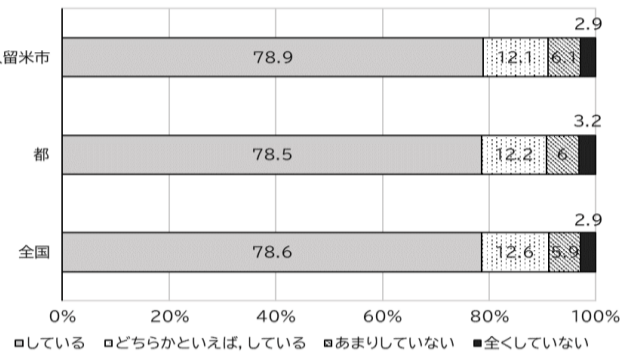
また、毎朝、朝食を食べている子どもは8割程度ですが、児童・生徒が食と健康の関わりについて正しい理解を深め、望ましい食習慣・生活習慣を身に付けることで、生涯にわたる基本的な生活習慣を確立する取り組みの推進がさらに必要です（図28・29）。

さらに、食をめぐる環境は大きく変化してきており、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増しています。

<図 28 (小学校)朝食を毎日食べていますか>



<図 29 (中学校)朝食を毎日食べていますか>



出典:令和5年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査(図28・29)

学校給食では地場産物使用の取り組みにより、地域の文化・産業に対する理解を深め、生産者に対する感謝の念を育むことや、栄養教諭等を中心として体系的・継続的に食育を推進していくことが一層重要となっています。

また、弁当併用スクールランチ方式で実施している本市の中学校給食については、生徒や保護者からあたたかい献立の提供を求める声があり、これに応えるよう現行の方式を基本として、その中であたたかい献立の提供についての調査検討を進めています。

【施策の方向性】

ア) 体力向上や心の健康に関する指導の充実(指導室)

- 運動に親しみ運動能力が高まるように、体育・保健体育の授業の内容を充実させます。
- 日常的に楽しみながらできる運動体験や、自己の体力や技能の向上を実感できる取り組みを取り入れ、生涯にわたる運動習慣の定着を図ります。
- 体力テストの結果を活用し子どもたち自らが課題を見つけ、体力向上への意識を高めるとともに、指導方法の改善に役立てます。
- 心身の健康に関する理解・啓発と生活習慣の改善に向けて、薬物乱用防止教室や禁煙キャラバン、SOSの出し方に関する教育、がん教育などを実施し、性に関する指導等、授業や学校健診など学校教育活動全体を通じて健康に関する指導の充実を図ります。

イ) 学校における食育の推進と学校給食の充実(学務課・指導室)

- 各学校において、食育を担当する教職員を中心に学校栄養士と連携して作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、各教科等の授業の中で食育の視点を踏まえた指導を行います。
- 地場農産物の学校給食への日常的な活用に加えて、地場農産物を全面的に押し出した共通献立のイベント給食を「くるめ産給食の日」として毎年実施します。
- 中学校給食における献立内容の充実を目指して、あたたかい献立の提供について調査・検討を進め、令和7年度中の導入を目指して取り組んでいきます。

Ⅱ 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成

基本施策1 確かな学力の育成

国は、確かな学力とは「知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの」としています。

また、社会の変化を予測することが困難なこれからの時代においては、主体的に関わり、多様な人々との協働を通じて課題解決を図ることのできる力が必要です。

本市では、主体的・対話的で深い学びを実現し、学力の基となる基礎的・基本的な知識や技能の着実な定着を図り、自ら考え、より高度な学びへと自ら向かう態度を育てます。

①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実（指導室）

【現状と課題】

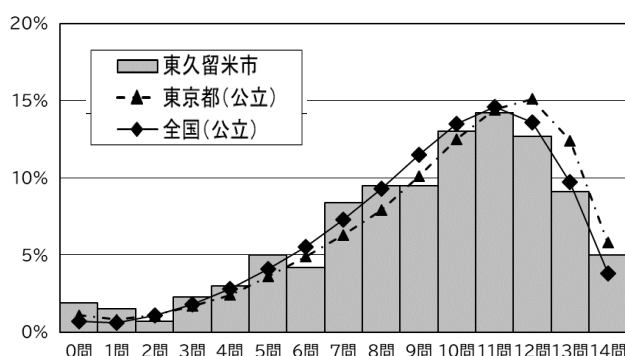
主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を進めるとともに、各種学力調査の実施と活用に取り組んでいます。全国学力・学習状況調査等の結果では、平均正答率が東京都より低く、全国と比較してほぼ同等の結果になっています。評価の観点においては思考・判断・表現につまずきが多く見られるとともに、学習意欲や学習習慣にも課題が見られました（図30・31、p.29図32～34）。

これからの子どもたちはグローバル化や情報化などによる社会の変化に対応し、また、自分たちを取り巻くさまざまな社会の課題に向き合い、解決しようとする力が必要です。

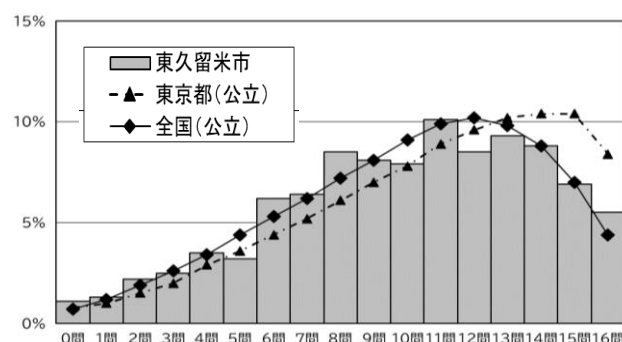
そのために、学校は教育課程全体や各教科などの学びを通じて、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱からなる資質・能力をバランスよく一体的に育てていくことが期待されます。

子どもたちが、「分かった」「おもしろい」と思える授業、周りの人たちと共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業を実践し、子どもたちの資質・能力を育むことが求められます。

<図30 正答数分布〔小学校国語〕
(横軸:正答数、縦軸:割合)>

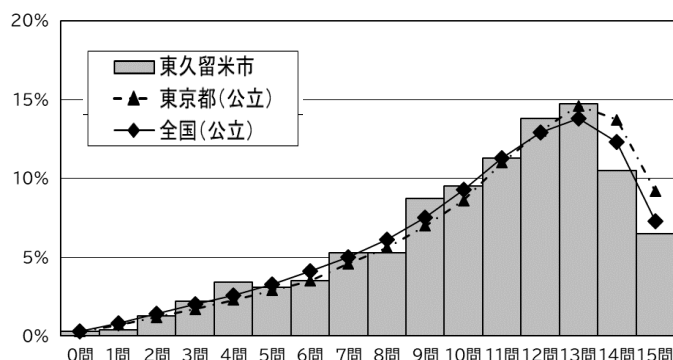


<図31 正答数分布〔小学校算数〕
(横軸:正答数、縦軸:割合)>

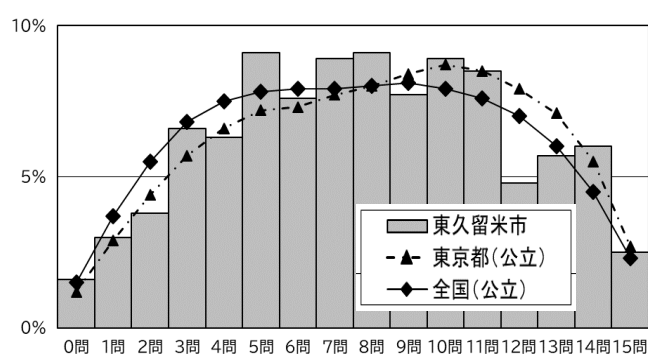


出典:令和5年度「全国学力・学習状況調査」(図30・31)

<図 32 正答数分布〔中学校国語〕
(横軸:正答数、縦軸:割合)>

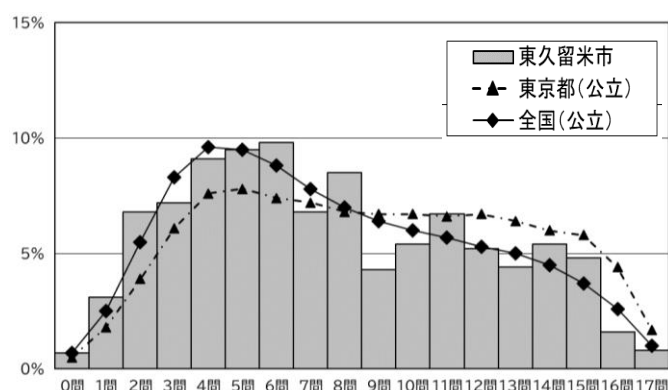


<図 33 正答数分布〔中学校数学〕
(横軸:正答数、縦軸:割合)>



令和2年度には新型コロナウイルスの感染拡大により、これまでの学校教育の在り方も変化を余儀なくされました。対面での集団授業の実施が困難となる中、子どもたちの学びを止めないため、本市においても一人1台端末を配備し、オンライン授業をはじめとしたさまざまな対策が取られました。

<図 34 正答数分布〔中学校英語〕
(横軸:正答数、縦軸:割合)>



一人1台端末が整備されたことで、子どもたち一人ひとりが習熟度に応じた学びをしたり、インターネット検索などを活用しながら自分の興味・関心に基づいた探究学習を進めたりできる環境が整い、「個別最適な学び」を推進できる環境が整ったと言えます。

出典:令和5年度「全国学力・学習状況調査」(図 32~34)

また、一人1台端末を活用すれば、同じ教室にいる友達だけではなく、より多様な人々と関わり「協働的な学び」を深めることができます。

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることで、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養を目指した教育が求められています。

【施策の方向性】

ア)「資質・能力」の三つの柱を育成

指標：各種学力調査の結果において、全国を上回るまたは同等となった学校の割合を60%とする。

全ての学校において、一人1台端末を日常的に活用する。

- 各種学力調査の結果を客観的に分析し、児童・生徒の実態に応じた指導の充実を図ります。
- 各種研修や指導室による学校訪問等における具体的な指導を継続し、教員の指導力を向上させることを通して、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を各教科等においてバランスよく育成できるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行います。

イ) ICTを活用した教育の充実

- 各小・中学校において、ICT教育推進リーダーを中心に一人1台端末やICT機器を使って、デジタルコンタツツ等を活用した授業実践を推進します。
- インターネット環境を活用し、様々な事情により登校できない場合における児童・生徒の学びを保障します。

②連携・協働による教育活動の推進（指導室）

【現状と課題】

学力向上のためには、教員が義務教育9年間で児童・生徒を育てるという意識を持ち、系統性、一貫性のある学びを展開することが重要です。これまでも、小・中学校の教員が互いの授業を参観して学習指導面、生活指導面の情報共有を行ってきました。小中連携の日に情報共有を行うことを全校が教育課程に位置付けていますが、日常的な連携に至っていません。

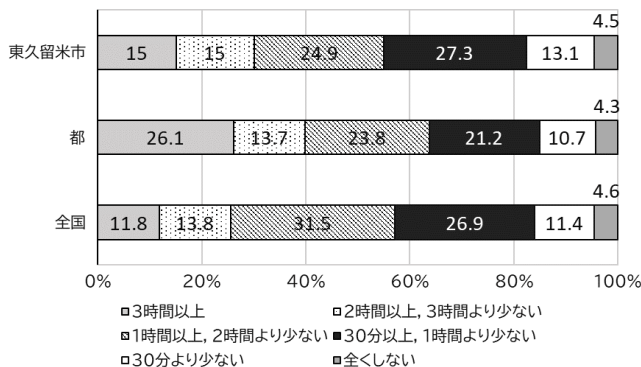
今後は資質・能力や学び方などについて保育所や幼稚園、小学校、中学校といった学校園の段階ごとの教育の捉え方をするのではなく、小中連携の一層の推進や小1プロブレム、中1ギャップと言われる教育課題へ対応を図る必要があります。

また、学習内容の定着を図り、主体的に学ぶ態度を育成するためには家庭学習の充実が必要です。本市では小中連携の日や各種研修会において、各校の家庭学習について情報交換を行い、各学校が工夫して家庭学習を進めてきました。

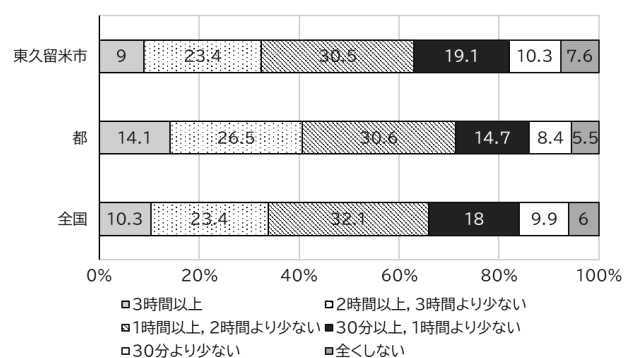
これまでの全国学力・学習状況調査（小6国語・算数）における国の分析結果では、「家庭学習をしている児童ほど国語、算数とも正答率が高い傾向がある」とされています。家庭と学校とが「家庭学習を大切にする」という同じ視点に立って子どもたちを支えていくことで学習習慣の確立が促され、学力向上につながると考えます。

本市においては、家庭学習に取り組む姿勢に個人差が見られます（図35・36）。また、一人1台端末を活用しての家庭学習の浸透を図っていく必要があります。

<図 35（小学校）学校の授業時間以外に普段1日あたりどれくらいの時間、勉強しますか>



<図 36（中学校）学校の授業時間以外に普段1日あたりどれくらいの時間、勉強しますか>



出典：令和5年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査（図35・36）

【施策の方向性】

ア) 幼保小連携・小中連携による系統的な指導の推進

指標：日常的に幼保小中連携に係る取り組みをしている学校の割合を60%とする。

- 教員研修において、小・中学校合同による授業参観、実践報告や協議の時間を拡充します。
- 小中連携の日において、一人1台端末を活用するなどした家庭学習を共通テーマとした協議の場を全学校区で設定します。
- 保育や学習の記録等を参考にして、小学校入門期では就学前教育との接続を考慮し、中学入学時では小中連携の視点により、学びの連続性を大切にされた教育を推進します。

イ) 家庭学習の充実

指標：一人1台端末を活用するなどした家庭学習を励行し、全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙の結果において、肯定的な回答（1時間以上）が70%以上とする。

- ICTを効果的に活用した多様な家庭学習を取り入れ、学校での学びと家庭での学びをつなぎます。
- 小中連携担当者連絡会等において家庭学習の効果的な行い方について情報交換し、家庭学習の習慣化について取り組みます。

③子ども読書活動の推進（指導室）

【現状と課題】

本市では小・中学校に図書館司書を配置し、定期的に主任図書館司書も巡回しています。

令和4年度は司書配置日に、小学校は2,465人、中学校は540人の児童・生徒が図書館を利用しましたが、コロナ禍の制限により利用者数や貸出冊数が減少しました（表4）。

<表4 小・中学校 学校図書館貸出統計>

	小学校		中学校	
	年間累計冊数	一人当たり貸出冊数	年間累計冊数	一人当たり貸出冊数
令和3年度	213,817	38.30	9,838	3.82
令和4年度	201,685	35.58	9,149	3.50

出典：令和4年度東久留米市立学校図書館運営支援業務委託報告書

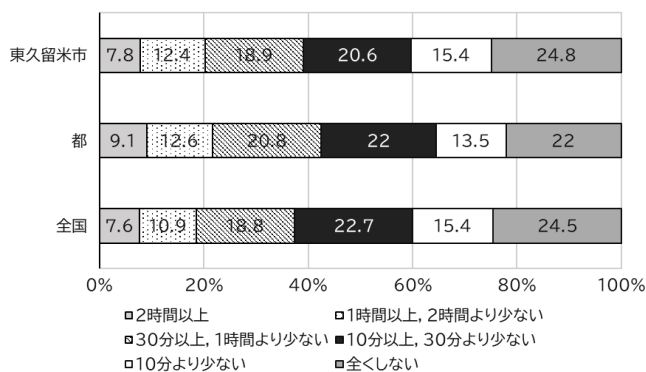
しかしながら、1日に全く読書をしない児童が24.8%、生徒が36.9%おり（p.32 図37・38）、本市の子どもたちの読書離れは深刻な問題と言えます。

学校・家庭・地域・図書館等が連携し、学校図書館の教育活動への利用を推進するとともに子どもの興味や関心を尊重しつつ、自ら読書に親しみ読書習慣が身に付くように、子どもの読書活動を推進することが重要です。

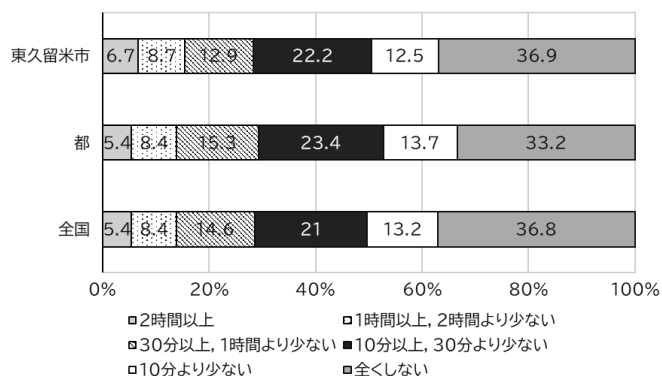
【施策の方向性】

- 読解力や豊かな感性、想像力を身に付けることができるよう、子ども読書活動推進計画に基づく取り組みを通し、本と触れ合う環境を整え、主体的な読書活動につなげます。
- 図書館司書の配置を継続するとともに、公立図書館や学校図書館を使って調べたり、まとめたりした作品を募集し、「図書館を使った調べる学習コンクール」を開催します。

<図 37 (小学校)学校の授業時間以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、読書しますか>



<図 38 (中学校)学校の授業時間以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、読書しますか>



出典:令和5年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査(図37・38)

基本施策2 国際社会の担い手を育む教育の推進

経済・産業・文化などあらゆる分野で国際化が進展している現在、世界に通用する実践的な英語力とともに豊かな国際感覚を醸成することが大切です。

子どもたちが日本の伝統や文化を大切にしながら、国際感覚を身に付け、日本人としての誇りとアイデンティティを養う教育を進めます。

①グローバルに活躍できる人材の育成(指導室)

【現状と課題】

学校は、「学校2020レガシー※」として伝統文化に触れる活動を教育課程に位置付け、地域協力者を講師に招いたり、体験活動を行ったりするなどの実践をしています。今後はそれらの体験を基にさらに興味・関心を広げ、地域や社会に貢献する学習につなげる必要があります。

また、グローバル化の進展に伴い、外国につながるの居住者や子どもたちが増加しています。そのため、言語や文化については今後、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育のさらなる普及・充実が一層求められるとともに、総合的な英語力や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成が必要です。本市では小学校1年生から4年生までに英語活動補助指導員、小学校5・6年生及び中学校にALT※を配置するとともに、小学校5・6年生及び中学校に英語のデジタル教科書を配備しています。

国際社会において他者と信頼関係を築き、多様な価値観を持った人々と協働していくためには、自分の考えを積極的に伝え、相手の考えを理解しようとする姿勢が必要です。

本市では、全小・中学校の教育課程に言語活動の充実を位置付け、授業改善に努めています。今後はさらに言語活動を充実することによって、コミュニケーション能力や感性を育んだり、情緒を養ったりすることが重要です。

※学校2020レガシー…各学校が共生社会の実現などに向けて、家庭や地域などと連携を図りながら、東京2020大会以降も長く続けていく教育活動のこと。

※ALT…Assistant Language Teacherと呼ばれる外国人英語等教育補助員。

【施策の方向性】

ア) 伝統と文化の理解の推進

指標：全ての学校で、日本や世界の伝統文化に触れる機会を教育課程に位置付ける。

- 地域資源を活用したり、東京都の事業を積極的に取り入れたりして、外国文化や日本文化等について新たな発見や気づきにつなげ、わが国や自分の地域の魅力に誇りをもち、他国の人々や文化を理解し、尊重する態度を育てます。

イ) 英語教育と国際理解教育の推進

指標：全ての学校で英語活動指導員、ALT、デジタル教科書を活用する。

- ALT等の活用やTOKYO GLOBAL GATEWAY※の体験活動等、生きた英語が身に付く授業に取り組みます。

ウ) 言語活動の充実によるコミュニケーション能力の育成

指標：全ての学校で言語活動の充実を教育課程に位置付ける。

- 学校教育全体を通して、体験から感じ取ったことを表現する、事実を正確に理解し伝える、自分の知識や経験に照らし合わせて、自分なりの考えをまとめて表現するなど、言語活動の充実によって思考力、判断力、表現力等を育みます。
- 各教科等の授業において、対話する場や話し合う場を意図的・計画的に取り入れ、言語活動の充実によって、コミュニケーション能力を育みます。

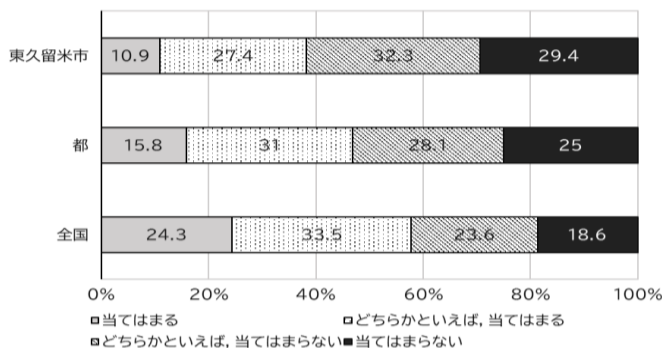
②地域と連携した教育の推進（指導室）

【現状と課題】

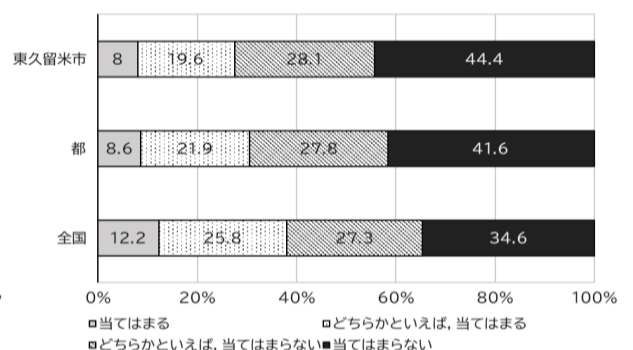
学校は、地域の自然を生かした体験や環境学習、物づくり体験や茶道・華道の文化体験、校医によるがん教育、地域の企業による起業体験、市内在住の外国籍の方との国際交流体験など、地域や外部人材を生かした体験的な学習に取り組んでいます。

主体的に社会の形成に参画する態度を育成するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協働してこそ効果が上がることから、地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境の整備が必要となります（図39・40）。

<図 39（小学校）今住んでいる地域の行事に参加していますか>



<図 40（中学校）今住んでいる地域の行事に参加していますか>



出典：令和5年度「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査（図39・40）

※TOKYO GLOBAL GATEWAY…江東区青海に造られた、日本にいながら海外の雰囲気を感じることができる、英語を体験して学べる施設。令和4年度には、立川市にも「TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS」の名称で同施設が造られた。

また、変化の激しい時代において、社会の一員として自立し、自己の力を発揮するためには、子どものうちから実社会と関わりながら自らの関心を広げ、働くことの意義や社会、仕事の仕組み等について主体的に学ぶことが重要です。

【施策の方向性】

指標：全ての学校で、「ふるさと学習」「SDGsを考えよう」など、地域社会から学び、地域社会に発信し、働きかける学習を教育課程に位置付ける。

- 質の高い教育を提供できるようにするため、地域等の外部人材を積極的に活用した教育を推進します。
- 児童・生徒が地域の自然や人間、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験や学びによって、地域のよさを発見し、地域への愛着を醸成し、社会で主体的に生きる意欲を育みます。
- コミュニティ・スクール※の設置が努力義務であることを踏まえ、子どもたちが地域と触れ合い、地域の協力を得ながら育つことができるよう、保護者や地域住民等と連携した学校運営を支援します。
- 地域の産業、企業等の学習資源の有効活用を図り、子どもの発達段階に応じて、体系的・系統的にキャリア教育を推進します。

※コミュニティ・スクール…学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで協働して子どもの成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第 47 条の 5)に基づいた仕組み。

Ⅲ 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり

基本施策 1 持続可能な指導体制の整備

これからの学校教育は個々の課題に適切に対応しつつ、「社会に開かれた教育課程」の実現等による質の高い教育の提供に向けた、学校の指導体制を整備していくことが必要です。

信頼される学校づくりを進めるために子どもが学ぶことの意義を実感し、必要な資質・能力を身に付けられるよう、家庭や地域と協力した教育活動のさらなる充実に努め、各学校における子どもの実態を踏まえた特色ある学校づくりを推進します。

学校における教職員の役割分担・業務の適正化を図ること等により、教育力の向上を図ります。

①組織としての学校機能の強化（指導室）

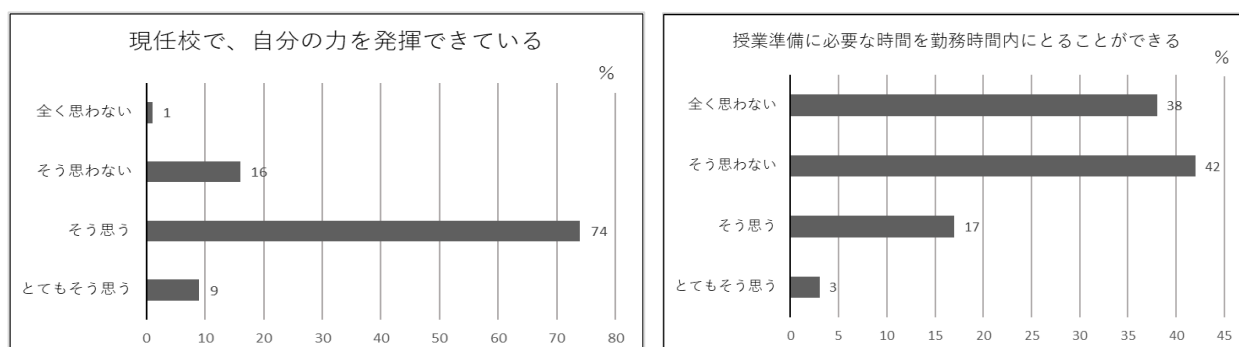
【現状と課題】

学校教育の充実にに向けた取り組みを進めるためには校長のリーダーシップの下、教育目標の達成を目指す校長の経営方針に基づいて学校経営の具現化に努めるとともに、さまざまな課題に対して組織的に対応する必要があります。校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織的な対応力の向上や日常的な職務を通じた人材育成の充実に努めるとともに、学校の危機管理能力を高めることが重要です。学力向上や、いじめ防止・不登校など、本市の教育課題に対して、学校全体で積極的に対応することが一層求められています。

また、本市の教員は職務において自分の力を発揮し、やりがいを感じてはいるものの、授業の準備に十分な時間がとれていないことが課題です（図41）。

教員のこれまでの働き方を見直し、教員が自らの授業力を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造力を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、「学校における働き方改革※」をさらに推進していく必要があります。

<図 41 東久留米市立学校のライフワークバランス調査>



出典：令和4年度東久留米市立小・中学校教職員ライフワークバランス調査

※学校における働き方改革…学校教育の質の維持向上を図ることを目的に教員の心身の健康保持の実現や誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境整備のため、東京都では平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定。本市は同年10月に「市立学校教員の働き方改革実施計画」を策定し教員の長時間労働の改善に向け取り組んできた。

そのためには、出退勤システムによる勤務時間の管理や校務支援ソフトによる校務のDX化に加え、これまで学校・教師が担ってきた業務を見直し、優先順位を付けて減らしたりするなどの対応を引き続き行っていきます。また、学校だけでなく、民間の力を活用するとともに、地域や家庭などを含め、地域全体で子どもたちを育む体制を整備することも重要です。

【施策の方向性】

ア) 学校評価を活用した学校経営の継続的な改善

指標：全ての学校で、学校評価において学校に対する地域や保護者の理解が深まったとしている。

○学校は学校評価を通して学校運営の成果や課題を明確にし、その結果を学校だよりや学校ホームページ等で公表します。

○学校公開、学校評価及び学校評議員会等を計画的に行い、その結果を公表し、保護者・地域と連携した教育活動の充実を図ります。

イ) 「学校における働き方改革」の推進

指標：現任校で自分の力を発揮できている（肯定的回答）教員の割合を90%以上とする。

授業準備に必要な時間を勤務時間内にとることができる（肯定的回答）教員の割合を50%以上とする。

○教員が誇りとやりがいを持って職務に従事し、教育内容の質の向上を図るため、さらなる業務の見直しや効率化、校務支援・人的支援の充実などの取り組みを推進します。

○教員が心身ともに健康で教育活動に専念できるように、校長のリーダーシップの下で意識啓発を図るとともに、校務におけるICT機器の活用を推進します。

②教員の資質・能力の向上（指導室）

【現状と課題】

本市では、教員の指導力向上・意識改革を図り、授業を改善するために、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を中心とした研究会の充実に努めています。

さらに、教員の資質・能力の向上のため、人事考課制度やキャリアプランと連動した研修を行い、さまざまな教育課題について学ぶ場を設けています。

服務事故は児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為です。このことを強く認識し、日ごろから自らの指導の在り方を見直し、教育公務員としての自覚を持ち、児童・生徒や保護者、地域から信頼される教員としてあり続けることが求められており、各学校では計画的に服務事故防止研修を行っています。

また、本市では、教員の学びや子どもの悩みや相談にきめ細やかに応じるため、教育センターを設置しています。

教育センターには、主に教員研修を行う「学校支援室」、健全育成を進める「学習適応教室」、子どもの発達や教育に関わる問題について対応する「教育相談室」が設置されています。

現在、「学校支援室」では、ICT環境の整備等にあたる情報教育支援員や若手教員の育成等を行う教育アドバイザーを学校に派遣して、教育活動を支援しています。「学習適応教室」は長期欠席児童・生徒の学習の補充と社会的自立に向けた支援等に努めています。

令和5年度には「学習適応教室」を市内2個所に拡充して、子どもたちの個別の支援や少数学習を行っています。また、「教育相談室」は臨床心理士等が市内在住または在学の幼児・児童・生徒の悩みや心配事についての相談を受けるほか、保護者等の相談にも応じています。

【施策の方向性】

ア) 教員の授業改善・指導力向上の推進

- 子どもたち一人ひとりの学びの最適化を図り、個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、さまざまな教育課題に適切に対応できるよう、教員研修を充実させます。
- 各校においてはOJT研修を充実させ、校内外の研修を通して、人材育成を図ります。
- 服務事故防止に向けた効果的な研修を繰り返し行うとともに、校長のリーダーシップの下、教員一人ひとりが服務事故の防止について意識を高め、子ども、保護者及び地域からの信頼の確保に努めます。

イ) 教育センター機能の充実

- 教員研修を充実させるとともに、ICT教育の推進や教育環境の整備のため、教育センター機能の一層の充実に努めます。
- 専門性のある人材による教育相談体制を充実させ、児童・生徒や保護者に寄り添い、不安や悩みの解消に努めます。

基本施策2 児童・生徒の安全の確保

近年指摘されている大規模な自然災害の発生に備えて、知識や技能を習得するだけでなく、社会参加や社会貢献の意識を高めるための防災教育を推進します。

通学路の安全対策では、「東久留米市通学路交通安全プログラム」に基づく点検を毎年度実施することで、必要な対応を図っています。

①地域や保護者と連携した防災教育の推進（指導室）

【現状と課題】

災害はいつ発生するか分かりません。過去の地震や豪雨等の災害の教訓を生かし、防災意識の高揚を図り続ける必要があります。また、災害時における避難行動などに必要となる適切な判断力・対応力を身に付けることが求められています。

学校は事故内容別に各学校の危機管理マニュアルの点検を行い、全教職員へ周知・徹底を図っています。また、避難訓練年間計画を策定し、さまざまな場面を想定し避難経路の確認を含め、児童・生徒の防災・防犯意識を高めてきました。これらの訓練について、学校ホームページ等で保護者や地域にも周知するとともに、学校では保護者や地域と連携した下校訓練や引き渡し訓練を行っています。

【施策の方向性】

- 教育活動全体を通して、学校の安全・安心につながる自助・共助の考え方に基づく実践力が児童・生徒に身に付くよう、防災教育に取り組んでいきます。
- 災害時に備え、保護者や地域と連携した避難訓練を引き続き実施するとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう促していきます。

②通学路の安全対策（学務課）

【現状と課題】

子どもたちの安全のための環境整備に取り組み、通学路の点検と関係各所への改善要望、交通擁護員の配置を行っています。また、東京都の補助金等を活用し、市内の小学校の通学路等に防犯カメラを73台配置しています。

【施策の方向性】

- 子どもたちの安全な通学のため、「東久留米市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路点検を毎年実施し、必要に応じた対策を講じていきます。

基本施策3 質の高い教育の基盤となる環境の整備

児童・生徒が安全に安心して学ぶことができる教育環境を整備するため、学校施設の日常点検や維持補修、「施設整備プログラム※」に基づく施設の大規模・中規模改修工事にも計画的に取り組みます。

コンピュータや情報通信ネットワークなどICT機器を活用した学習活動の充実を図り、子どもたちが情報を取捨選択し正しい情報を取得できる力を育成するため、多種多様で個性あふれる子どもたちを一人として取り残さず公正に個別最適化された、学びや創造性を育む学びを実現するICT環境の計画的な整備及び維持管理を推進します。

小・中学校の適正規模・適正配置については、文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参照しつつ、教育的な視点のほかさまざまな要素も勘案して必要な検討を行っています。

また、令和6年度から開設される「東久留米市こども家庭センター」とは、児童虐待、ヤングケアラー等の課題に対する支援活動について綿密に連携し、その具体的な取り組みについては単年度事業計画により実施・検証していきます。

①着実かつ効果的な施設保全の実現（教育総務課）

【現状と課題】

学校施設の老朽化の対応（改修）については「施設整備プログラム」（令和5年4月時点の工事予定は令和8年度まで）に沿って大規模・中規模改修工事を計画的に進めていますが、未実施の学校もあり、損耗やさまざまな機能低下を引き起こしています。

生活様式の変化に伴うトイレの洋式化及び夏の猛暑対策に伴う特別教室の空調設備の設置を進めていく必要があります（令和4年度末の整備率はトイレの洋式化率76.9%、特別教室の空調設置率72.9%）。

また、先んじて導入した普通教室の空調設備について、必要なメンテナンスを行いながら使用してきているものの、更新に向けた検討を行っていく必要があります。

さらに、35人学級の実施に対応するため、必要な普通教室等の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

※施設整備プログラム…平成27年度に定めた「施設保全計画」（庁内統一の施設保全ルール）の実行計画。今後の各建物の改修及び更新時期と中長期的な費用や年度間の平準化を図り、施設の長寿命化と安全性確保のための改修工事等を計画的に実施。

【施策の方向性】

- 学校施設の標準耐用年数（60年）の到来に当たり、目標耐用年数（75年）までの施設使用の可否を判断するため「耐力度調査」を実施し、効果的な施設保全の実現に向けた取り組みを推進します。
- 学校施設の老朽化の対応について、損耗や機能低下に対しては、日常の安全点検を徹底し、事故の未然防止を図るとともに、危険個所や不具合個所の早期発見に努め、簡易修繕を実施するなど、緊急度や危険度に応じた対応に努めます。同じく老朽化が進むプールの在り方について、施設及び水泳授業に係る課題を整理しながら、民間事業者と連携した取り組み等の幅広い視点から検討を進めます。
- トイレの洋式化及び特別教室の空調設備など教育環境の改善に向けて、財源の確保に努めるとともに、これらの課題に優先順位を付けて整備を進めていきます。また、普通教室の空調設備更新を適切な時期に実施するため、その対応の検討に取り組みます。

② ICT環境の整備（教育総務課・指導室）

【現状と課題】

令和元年度に国が示した「GIGAスクール構想※」に基づき、本市では令和2年度末に、小・中学校において、校内通信ネットワーク及び児童・生徒一人1台端末（約9,000台）を一体的に整備し（教育総務課）、令和3年度から児童・生徒のICT機器を最大限に活用した授業を実施しています（指導室）。

日常的な端末操作や故障対応の相談は教育センターの情報教育支援員が支援していますが、校務パソコン等を含めた教育ネットワークの保守やICT機器の追加導入、保守・更新などの維持管理等、増大する業務や経費の対応策を講じる必要があります（教育総務課）。

一人1台端末の操作方法などの支援を担い、児童・生徒のICT機器を活用した学習活動の補助的な役割が期待できるICT支援員を、令和5年度から2年間の予定で各学校に配置しています。また、各校のICT教育推進リーダーによる研修会を定期的実施し、各校のICT機器の活用について情報交換したり、好実践事例を紹介したりしています（指導室）。

文部科学省は、小・中・高校での生成AI※の利用に関するガイドラインを公表し、偽情報の拡散や著作権侵害などのリスクも懸念される一方で、使いこなす力を育てていく姿勢も重要としています（指導室）。

【施策の方向性】

- 国の「教育のICT化に向けた環境整備計画」が令和6年度末に終期を迎えることから、次期ICT環境整備方針の策定に向けた国の審議の動向に注視していきます（教育総務課）。
- ICT環境の整備等の推進に向けては、教育ネットワークや運用管理等に係る業務に対応していくとともに、係る経費について財源の確保に努めます（教育総務課）。
- ICT支援員を活用した一人1台端末の操作支援に加えて、授業における効果的な活用を目的とした、教職員の授業計画への支援や校内研修の実施等を行います（指導室）。

※GIGAスクール構想…Society5.0時代を生きる子ども達に相応しい、誰一人取り残すことなく個別最適化され創造性を育む学びを実現するため「一人1台端末」と、学校における高速通信ネットワークを整備する国の政策。

※生成AI…あらかじめ学習したデータを基に、画像・文章・音声などを新たに生成できるAI(人工知能)のこと。

- ICT機器や一人1台端末に係るアプリケーションの活用や授業への導入など、各校の実践を紹介し合い、より効果的な活用に関する研修を通して、個別最適な学びと協働的な学びを推進します（指導室）。
- 児童・生徒が生成AIを使う可能性を踏まえ、情報の真偽を確かめる習慣を身に付けるなど、情報活用能力を育む教育活動を推進します（指導室）。

③学校の適正規模・適正配置の検討（学務課）

【現状と課題】

学齢人口の動向について、東京都の教育人口等推計では、令和9年度の市域全体の児童・生徒数はほぼ横ばいですが、学校ごとでは増減に差が見られます。

令和10年度以降、将来にわたっての学齢人口動態を正確に見通すことは困難ですが、全国的な少子化により減少することが予測されているため、適正な学校規模を確保することが課題となります。

【施策の方向性】

- 各年度における児童・生徒数の動向に注視しつつ、校舎等の老朽化の程度や広さ等の物理的要素、通学距離・時間や安全性を考慮した通学区域・調整区域の設定、市域における配置バランスといった地理的要素などを総合的に勘案し、適正規模・適正配置に向けた必要な検討を行っていきます。

Ⅱ 市民の学びを地域に生かす生涯学習

I 市民のニーズに応じた生涯学習活動の充実

基本施策1 生涯学習活動に対する支援の充実

地域における生涯学習を推進するためには市民同士が学び合い、教え合う相互学習が活発に行われるような環境を醸成する必要があります。そのためには、多様な学習活動を通じて市民の自立に向けた意識を高め、学習の成果を地域づくりの実践に結び付けていきます。

「生涯学習センター」は、生涯学習の拠点として多くの市民に利用されているとともに、情報収集、提供、相談支援など各種事業の中心的な役割を果たしています。

今後も、生涯学習団体、NPO法人、指定管理者等と市民が連携し、それらを本市が応援していく体制づくりを進めていきます。

①生涯学習・交流の機会の提供（生涯学習課）

【現状と課題】

社会を取り巻く環境の変化や価値観の多様化によって、人と人との関わりや連帯意識の希薄化が進行しています。地域教育力の再構築と地域課題を解決するためには地域住民の自助、共助が求められます。しかし、多くの市民がその必要性を理解しているものの、その参画の方法についての情報提供が十分でなく、活動への参加方法が分からないことが課題となっています。

内閣府が令和4年7月に実施した「生涯学習に関する世論調査」によると、「この1年間に生涯学習をしたか」の調査の問いに対し「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳）」が最も多く、次に「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動等）」ですが、ともに前回の調査と比較して割合が上昇しています。

一方、「市の事業を通じて始めた生涯学習活動への参加」については、「参加なし」としている市民の割合が非常に多いのが現状です（表5）。

<表5 市の事業を通じて始めた生涯学習の有無>

	全体	参加あり	参加なし	不明
全体	771人 100%	67人 8.7%	677人 87.8%	27人 3.5%

出典：企画経営室行政経営課「令和4年度市民アンケート調査報告書」

また、生涯学習や文化・芸術活動に取り組んでいる指導者の方々は、既存の市民活動団体における役員等の高年齢化や硬直化といった事情を抱えており、活性化が図られていない状況もあります。

なお、新型コロナウイルスの感染症の影響により、「対面による学び」の目安となる生涯学習センターの利用者数は未だ感染症の拡大前の水準に戻っていない状況にあります（p. 42表6）。

＜表 6 生涯学習センター(まろにえホール)の利用状況＞

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用件数	7,163 件	6,978 件	4,427 件	7,926 件	9,023 件
利用人数	95,138 人	53,979 人	38,603 人	117,337 人	136,242 人

出典：生涯学習課作成資料

【施策の方向性】

指標：現状 8.7%である「市の事業を通じて生涯学習活動を始めた人の割合」を 10%とする。

- 人生 100 年時代における豊かな生活を送れるよう、市民がいつでもどこでも学習機会を持てるような仕組みづくりを行い、関連情報の周知及び発信を行います（市ホームページや SNS 等の活用・生涯学習事業を一括掲載した年間（年度）カレンダーの発行など）。
- 団体や市民が連携し、行政が支援協働する体制づくりを推進することも必要です。市民活動団体への支援を継続するとともに、連携を促進していきます（市民大学・青少年教育・家庭教育等の各種事業の継続実施）。

②生涯学習環境の整備（生涯学習課）

【現状と課題】

生涯学習の拠点となる生涯学習センターは設置後 40 年以上経過し、老朽化が進んでいます。

【施策の方向性】

- 施設の老朽化対策について、本市が進めるこれからの 50 年間を見据え、新たな付加価値を加えようとする未来志向の公共施設マネジメントに沿った対応を進めるとともに、施設機能の維持に必要な改修工事に努めます。
- 運営は引き続き指定管理者の活用を図り、利用しやすい施設づくりのための方策を協議していきます。また、指定管理者制度の特性を生かした独自の知見等による市民の自主的活動のサポートや良質なホール事業、講座事業の提供を行っていくとともに、民間のノウハウを生かした施設の管理を継続して行います。

基本施策 2 地域教育資源の活用と地域コミュニティの形成

子どもたちが学習活動をはじめ様々な文化活動、スポーツ活動、芸術活動、伝統文化活動に参加することにより、心身ともに豊かに成長する一助になることを目指すとともに、放課後の子どもたちの活動をより充実させるため、「放課後子供教室」を整備拡大していきます。

①地域資源を活用した学校との協働活動の推進（生涯学習課）

【現状と課題】

次世代を担う子どもが健やかに育つためには、学校、地域、家庭が相互に連携しながら、社会全体で子どもを育てる環境づくりの整備が必要です。そのためには、地域住民が積極的にコ

コミュニティ活動に参加するとともに、地域活動をコーディネートし支援する人材育成が課題となっています。

【施策の方向性】

- 家庭、地域、学校が連携できるような幅広い層の地域住民、団体等が参画し相互にネットワークを形成することにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える仕組みづくりの構築に努めます。

②子どもの居場所づくり・放課後子供教室の推進（生涯学習課）

平成27年9月から3校で開始した放課後子供教室は、令和3年度に小学校全校(12校)での実施に至りました。

今後は放課後の子どもたちの居場所づくりとしての本来の目的を踏まえつつ、事業の充実が求められます。

【施策の方向性】

- 指標：「放課後子供教室の参加人数」を令和5年度実績から10%伸ばす。
- 地域の方々の積極的な参加・協力を得ながら、放課後子供教室の充実努めます。

③中学校部活動の地域連携（指導室・生涯学習課）

【現状と課題】

中学校部活動は学校教育の一環として教育課程と連携を図り、生徒の自主的・自発的な参加により行われる課外活動です。活動を通じて社会性が育ち、体力の向上等にも効果的な活動です。しかし、教育に関わる課題が複雑化・多様化している昨今、学校や教員だけでは解決することができない課題が増え、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっています。

【施策の方向性】

- 中学校部活動の地域連携・地域移行の推進に向けた協議会を設置し、地域のスポーツ・文化関係団体等との連絡調整を行うコーディネーターの配置を視野に入れた検討を進めます。

Ⅱ 歴史・文化・情報拠点としての図書館サービスの充実

基本施策1 効率的で持続可能な図書館運営の推進

中央図書館と3地区館を指定管理者により一体的に運営する本市の図書館において、市は、地域資料・行政資料に関するサービスとハンディキャップサービス、調査・資料室の運営や基本的な運営方針と計画の策定など図書館行政に係る業務を担いながら、指定管理者に対するモニタリングなどの監理監督を行っています。

図書館資料の収集については選書・除籍の基準や計画を策定し、東久留米市立図書館協議会による毎年度の実績評価を受けながら取り組んでいます。また、「図書館職員育成方針」（令和3年2月）を策定して、人材育成に努めています。

図書館は、市民の教養と文化の向上が図られ、地域の課題解決を支援するまちの情報拠点として、基本理念である「地域を支える図書館」を目指します。

①資料・情報提供の充実と学習支援（図書館）

【現状と課題】

図書館では中央図書館と3地区館の蔵書管理を一元化し、4館で一体的な蔵書構成を図っています。現在の蔵書は約49万冊となり、令和2年度における中央図書館大規模改修により資料の保管環境を整え、書架も増設しましたが、図書館書庫は収容冊数の上限に達しています（表7）。適切な蔵書管理のためには、市民の求める情報の多様化に対応しながらも、スペースの有効活用のため、計画的に資料収集を行っていく必要があります。

<表7 市立図書館の蔵書数及び利用状況>

	蔵書数(冊)		貸出点数	リクエスト件数	レファレンス件数
		うち郷土資料			
平成25年度	449,545	8,979	880,765	112,852	2,232
平成26年度	457,353	9,786	917,812	167,571	3,231
平成27年度	464,399	10,917	898,901	168,390	2,408
平成28年度	471,271	11,672	848,050	161,676	2,098
平成29年度	473,482	12,347	842,103	160,612	2,537
平成30年度	469,236	12,944	823,232	161,673	2,336
令和元年度	471,632	13,075	783,073	164,876	2,235
令和2年度	478,962	13,438	508,207	144,241	321
令和3年度	487,579	14,483	760,124	208,608	5,200
令和4年度	494,612	15,304	774,622	188,604	4,649

※令和2年度：中央図書館は大規模改修のため休館 出典：東久留米市教育委員会「社会教育のあらまし」

図書館資料の収集については、選定基準を設けて確かな根拠に基づく資料を選定していますが、現在は個人の情報収集において、インターネットの利用が主流となっており、さまざまなインターネット上のコンテンツが利用されています。

しかし、インターネットの利用を含めた様々な方法で得られる情報については、その収集方法や活用方法に対して、利用者の正しい知識が必要となることから、図書館においては、情報リテラシー獲得のための資料提供や事業等を実施しています。

全国の図書館においては、電子図書館やデジタルアーカイブなどICTを活用したサービスの提供も増えてきており、引き続き図書館における資料提供の方法についても検討が必要です。

令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。読書と図書館の利用にあたって障害がある方への支援にはICTの活用が有効です。図書館においても、法の趣旨に則った対応を進める必要があります。

【施策の方向性】

- 蔵書収容スペースの確保、ICTの活用、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を行いながら、全ての市民が図書館サービスを享受できるよう機能の充実を図ります。
- 市民ニーズの多様化に対応した資料・情報の収集を継続し、市民の生活や仕事に関する課題解決のための支援やレファレンスサービスの充実を図ります。
- インターネットで得られる情報を活用する上で、必要な知識の習得ための資料提供を行うとともに情報活用講座を開催し、情報収集と活用について理解を深める機会を設けます。
- フリーWi-Fiやインターネットが閲覧できるタブレット端末の設置を行うとともに、オンラインデータベースや国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用などさまざまな形での情報提供を行っていますが、引き続きICTを活用した新たな資料提供の方法について情報収集を進めます。
- 読書と図書館の利用に特別な支援が必要な方に適したさまざまな形式の資料（大活字本、点字付き図書、デイジー図書などのバリアフリー資料等）の収集と、マルチメディアデイジー図書の館内閲覧と貸出を進めます。
- 図書館ボランティアの活動や生涯学習の成果を活用する機会の提供など、交流と学びを創造する文化拠点となるよう市民と協働して取り組みます。

②地域資料・行政資料の収集・保存（図書館）

【現状と課題】

「東久留米市立図書館地域資料収集基準」に基づき、市に関する資料の収集と保存を行っています。また、関係部署と連携し、行政資料の体系的な収集及び提供を行っています。

先進的な自治体では地域資料・行政資料など各自自治体の固有の資料について、デジタルアーカイブ化の検討が始まっており、本市においても将来的な課題です。

市の歴史や文化を市民が語り伝えるオーラルヒストリー事業「語ろう！東久留米」を継続し、記録冊子を作成するとともに、収集した資料を活用して地域資料展などを開催しています。オーラルヒストリー事業は語り部の高齢化もあり、今後の開催方法について、若い世代の参加促進も含めて検討していく必要があります。

【施策の方向性】

- まちの歴史や文化を次代に継承するため、本市に関する地域資料・行政資料の収集、保存と保存に適した環境整備を図ります。
- 市が刊行した発行物である行政資料は関係所管課と連携し、組織として体系的な収集とデータベース化を継続します。

③子ども読書活動の推進（図書館）

【現状と課題】

自由で自主的な子どもの読書活動を保障するための読書環境整備を目指して、「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定して計画を推進しています。国の調査によると不読率（1カ月に本を1冊も読まない児童・生徒の割合）の改善はまだ目標値に届いていません。

学校などへの司書派遣やおはなし会などのイベントを通じて、乳幼児期から中学生までの切れ目のない読書習慣の形成を促す事業や、「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催などの学校との連携、「子ども読書応援団」の活動サポートなど社会全体での活動を進める必要があります。

多様な子どもたち、読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの読書活動支援に向けた取り組みと、ICTの活用等の環境整備に向けた取り組みも進めています。

【施策の方向性】

- 「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」を検証し、令和7年3月策定予定の「第四次計画」において、関係所管と連携して切れ目のない活動を推進します。
- 読書と図書館利用促進のため、多くの子どもたちに興味を持ってもらえる事業の展開と学校との連携を進めます。

Ⅲ 市民協働による文化財の保護・活用

基本施策1 郷土の文化財の保護・活用

市内には東京都指定文化財の指定を受けた史跡や、無形民俗文化財の指定を受けた郷土芸能などが多数あります。しかし、都市化や価値観の多様化などから文化財の保存環境が変化し、維持や保存・継承が年々難しくなっています。

文化財に対する保護意識の醸成のため、市民への啓発や事業を充実させるとともに、伝統文化を継承する人材の育成や体制づくりを推進していきます。

①文化財の調査と保護の推進（生涯学習課）

【現状と課題】

これまで市内では多くの貴重な文化財が確認されています（p.47表8）。本市は都心近郊の住宅都市として発展し、昭和30年代後半から人口が急増したため、宅地等の開発事業の増加により、文化財を取り巻く環境が変化し、保護が難しい状況となりました。

その後、教育委員会は昭和54年に市内全域の遺跡（埋蔵文化財）分布調査を実施し、各遺跡の発掘・確認・試掘調査を行い、遺跡包蔵地を把握しました。各種調査によって採取・整理した出土品は、市文化財保護審議会で指定文化財に指定するなどの保護を推進するとともに、遺跡の調査報告書や各種資料集として刊行しています。しかし、集中的な保存施設が無く、スペースが十分でない上に、施設の老朽化が著しく進行しています。

<表8 市内文化財に関する各種データ>

種 類	内 容	件(点)数
市内確認文化財		8,123点
市指定無形民俗文化財	獅子舞、お囃子など	5件
市指定有形民俗文化財	庚申塔、地藏菩薩など	30件
市指定有形文化財	遺跡出土品、板碑など	20件
市指定史跡	碑、墓所、塚など	5件
市指定旧跡	学校跡など	5件
市指定天然記念物	カヤの樹	1件
都指定史跡	大名墓所、遺跡	3件
国登録文化財	旧家建造物	7件
文化財資料集	寺社編、板碑編など	16件
遺跡調査報告書	遺跡調査報告書	41件
自然資料	市の野鳥、野草など	5件
その他の資料集	市史、写真集、マップなど	9件
文化財展示・保存施設	郷土資料室、遺跡館など	9施設

出典:生涯学習課作成資料

昭和54年に刊行した東久留米市史は、その後の編纂（へんさん）が行われていません。特に、行政資料の収集や蓄積については教育委員会が行えるものではなく、市長部局等の関係機関と連携・協力して公文書管理・保存に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

- 引き続き、郷土資料室所蔵の近代行政文書の調査・整理・台帳作成及び昆虫標本の整理・目録を作成していきます。
- 引き続き、宅地造成などの開発等に伴う埋蔵文化財保護の調整、立会、試掘、確認調査を実施していきます。
- 川岸遺跡の遺物の移管にあたり必要となる保存スペースを確保したので、今後、遺物を移管していきます。

②文化財の活用と確実な伝承・継承の推進（生涯学習課）

【現状と課題】

文化財の調査と保護は関係法令に則り行われているものの、公開・活用の機会と情報提供の取り組みが十分できていない現状があります。

本市が誇る南沢獅子舞やお囃子などを不断的努力によって保存・継承している市民団体は構成員の高年齢化等により、団体によっては活性化や後継者育成の進展が難しくなっています。

【施策の方向性】

- 引き続き、市指定の無形民俗文化財の継承のため必要な支援を行っていきます。
- 市民による文化財ボランティア等の活動支援を行っていきます。
- 東久留米市史編纂に向け、引き続き、文化財資料の収集・保管するとともに、市長部局等の関係機関と連携・協力を努めます。

IV スポーツとの触れ合いを広げる市民スポーツの振興

基本施策1「東久留米市スポーツ健康都市宣言※」に基づく市民スポーツの振興

市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康、体力の保持・増進や地域での交流を広げられるよう、きっかけづくりや機会の充実が求められています。そのため、スポーツを安全・安心に行うことができるよう、各施設の適正な管理運営、指導員や団体の運営に携わる人材の確保・育成を推進します。

①スポーツに親しめる機会の充実（生涯学習課）

【現状と課題】

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々（おのこの）の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみまたはスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない等と、スポーツ基本法に謳（うた）われています。

スポーツには「行うスポーツ」「観るスポーツ」「支えるスポーツ」といった観点があり、それらが相互に連携することによって、達成感や爽快感、感動を得ることができるとともに、連帯意識の醸成、交流の促進、まちの活性化などに結び付くものと考えます。

しかし、本市における日常的なスポーツ活動については、「ほぼ毎日行っている」「週数回程度行っている」と「月数回程度行っている」スポーツをする市民は合わせて半数以上に上るものの、行う習慣が「ある人」と「ない人」の二極化が生じています（表9）。

<表9 スポーツを行う頻度>

全体	ほぼ毎日行っている	週数回程度行っている	月数回程度行っている	ほとんど行っていない	無回答
771人 100.0%	125人 16.2%	206人 26.7%	122人 15.8%	296人 38.4%	22人 2.9%

出典:「令和4年度市民アンケート調査報告書」(企画経営室行政経営課)

【施策の方向性】

- 障害者スポーツの普及を図るため、スポーツ推進委員会を中心にポッチャ※の普及啓発に取り組んでいきます。
- 東久留米市民駅伝大会や「高崎市はるな梅マラソン」の選手派遣（地域間交流）、スポーツ教室の実施など、市民がスポーツに触れる機会が多くなるように取り組んでいきます。
- 市ホームページなどを活用し、スポーツに関する各種の情報提供及び教室事業や大会事業を実施することで、スポーツを行う頻度の向上に努めます。
- スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続するとともに、連携を促進していきます。

※東久留米市スポーツ健康都市宣言…p.9に掲載している「大綱」の「2-4 スポーツとの触れ合いを広げる市民スポーツの振興」の項目を参照。

※ポッチャ…パラリンピックの正式種目で、ジャックボールと呼ばれる白いボールに、6球ずつある赤と青のボールを近づけるようにするスポーツ。

②スポーツ環境の整備（生涯学習課）

【現状と課題】

市民が気軽にスポーツを行うためには、施設や環境が整えられていることが必要ですが、「気軽にスポーツができる場がある」と感じている市民は、半数以下となっています（表10）。

運動施設の老朽化に伴い、維持管理に関する経費が増加傾向にあります。

所有者から土地を借り上げて設置している運動施設があり、安定的な施設の確保が課題となっています。

市の総合体育館として平成12年度に開館したスポーツセンターは、平成18年度から、指定管理者による管理運営を行っています。

<表10 市内に気軽にスポーツができる場がある>

全体	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
771人	106人	322人	240人	75人	28人
100.0%	13.7%	41.8%	31.1%	9.7%	3.6%

出典:「令和4年度市民アンケート調査報告書」(企画経営室行政経営課)

【施策の方向性】

- 運動施設の適切な維持管理を行うため、日常点検とメンテナンスを行うとともに、施設の長寿命化に向けて「施設整備プログラム」に基づく改修工事等を実施していきます。
- スポーツをする場の充実のため、スポーツセンター周辺整備について東京都との協議を進めるなど、場の確保に努めていきます。
- スポーツセンターは引き続き指定管理者の活用を図り、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、民間のノウハウを生かしながら、施設の安全で安定的な管理を進めていきます。

第3章 「東久留米市第3次教育振興基本計画」の実現に向けて

1 市民や関係機関、庁内各部署との協力・連携

本計画を実効あるものとするために、教育委員会が中心となり、学校、保護者、市民が互いに役割を自覚しながら互いに連携し、協力していくことが必要です。

さらに、庁内の関係部署と一体となり、国や東京都などとも連携した取り組みを行います。

2 計画の進行管理及び点検・評価

本計画に掲載した各施策を推進するために、単年度の事業計画を策定します。

本計画に示した目標に加え、東久留米市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、単年度の事業計画の進捗状況や効果等の進行管理を毎年度行い「東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」にまとめ、その結果について市議会に提出するとともに、市民に公表し、説明責任を果たしていきます。

3 持続可能な東久留米市の教育の推進

平成27年9月に国際連合において採択されたSDGs[※]は、持続可能な世界を実現するための国際目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

東久留米市では、第5次長期総合計画基本構想において、基本目標を達成するための諸施策を基本的な施策として展開していくことは、SDGsの達成に向けた取り組みの推進に資するものとしていますが、さらに、全庁的に取り組みを進めていくために「東久留米市SDGs推進方針」（令和5年8月8日）を策定しています。教育委員会においても、SDGsを意識した施策に取り組んでいきます。

<SDGs 17の目標>



出典:国際連合広報センター

※SDGs…持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている(出典:外務省HP/JAPAN SDGs Action Platform)

〔資料編〕

◎関連規定

東久留米市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

東久留米市教育振興基本計画策定に関する懇談会運営要領

◎教育関係団体からのご意見

◎懇談会開催概要

◎パブリックコメントの実施結果

◎関連規定

東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定等に必要事項を検討するため、東久留米市教育振興基本計画策定等委員会（以下「策定等委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 策定等委員会は、東久留米市の教育の現状や課題、今後の教育のあり方と具体的教育施策及びその他必要事項について検討し、教育委員会に報告する。

(組織)

第3 策定等委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育部参事
- (3) 教育部教育総務課長
- (4) 教育部学務課長
- (5) 教育部指導室主幹・統括指導主事
- (6) 教育部生涯学習課長
- (7) 教育部図書館長
- (8) その他教育委員会が必要と認めたる者

(委員長等)

第4 策定等委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定等委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

※策定等委員会は令和5年4月24日に1回目の会議を開催し、以降、多くの協議を重ね、令和6年第1回定例会において計画を付議し、任期を終えました。

(任期)

第5 委員の任期は、この要綱の施行の日から教育委員会に検討結果を最終報告する日までとする。

(会議)

第6 策定等委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定等委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定等委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見等を聴取することができる。

(専門部会)

第7 第2条の所掌事項について、より専門的に検討するため、策定等委員会の下に策定等委員会が適当と認める者で構成する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会には部会長及び副部会長を置き、策定等委員会が指名する。
- 3 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が出席できないときは、副部会長が議長となる。
- 4 専門部会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて意見等を聴取することができる。

(意見の聴取等)

第8 策定等委員会は、教育振興基本計画の策定等にあたり、次に掲げる委員で構成する懇談会を開催し、意見等を聴取する。なお、懇談会の委員は教育長が委嘱する。

- (1) 青少年の育成に関わる市民 1人以内
- (2) 公募により選出された生涯学習に関わる市民 2人以内
- (3) 公募により選出された学校教育に関わる市民または市立学校に通う児童・生徒の保護者 5人以内

また、市のスポーツ関係団体、社会教育・文化財関係団体、図書館関係及び小・中学校の代表には、別途、文書にて意見を聴取する。

(報 償)

第9 懇談会の委員には、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

(報 告)

第10 策定等委員会は、必要に応じて教育委員会に検討経過を報告し、協議するものとする。

(庶 務)

第11 策定等委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、策定等委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成27年6月30日から施行する。

この訓令は、平成30年5月30日から施行する。

この訓令は、令和4年10月12日から施行する。

東久留米市教育振興基本計画策定等に関する懇談会運営要領

(設 置)

第1 東久留米市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定等に当たり、意見等を聴取するため、教育振興基本計画策定等に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組 織)

第2 懇談会は、東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱（以下「策定等委員会設置要綱」という。）第8の規定による、委員8人以内をもって構成する。

(任 期)

第3 委員の任期は、策定等委員会設置要綱第2の規定による報告を完了するまでとする。

(会 議)

第4 懇談会は教育長が召集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(傍 聴)

第6 懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

(庶 務)

第7 懇談会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年6月30日から施行する。

この要領は、令和4年10月12日から施行する。

◎教育関係団体からのご意見

東久留米市文化財保護審議会、東久留米市スポーツ推進委員、東久留米市社会教育委員、特定非営利活動法人東久留米市体育協会、特定非営利活動法人東久留米市文化協会、東久留米市図書館協議会、小学校長会及び中学校長会の委員、委員長（会長）、副委員長（副会長）等にご意見を求めました〔ご意見募集期間：令和5年8月24日（木）～9月15日（金）〕。
ご意見につきましては教育委員会の中で協議を重ね、参考にさせていただきました。

〔ご意見要旨〕

No. 1

- 章立ての工夫により、計画がより伝わりやすくなっていると感じる。
- 教育目標が冊子の前の方に出てきたのはよいと思う。
- 基本計画の方向性は素晴らしい。具体的実現に向けては課題点もあるのではないかなと思う。
うまく具体的施策に落とし込み、数値目標が達成されることを期待する。
- 生涯学習に関して、文化財の保存活用の計画が不十分である。施設面はもちろん、図書館・郷土資料室が連携し、デジタルアーカイブズなど、市民への公開普及をさらに進めてほしい。
- 教師から教わるだけでなく、子供同士、地域住民との学び合いも大切だと感じる。計画を具体的に実現するうえで、「教わった知識」だけでなく「体験から自分で考えをつかみ取る」ことができる内容になることを願う。

No. 2

東久留米市は埋蔵文化財の調査・研究について、東京都多摩地域のみならず全国からも注目される存在であり、また、民俗文化財では獅子舞をはじめとする芸能が伝承されている。併せて、「緑の島」とも称される柳窪には東久留米市の原風景ともいえる景観が維持されており、そこに存在する村野家（願想園）は伝統的家屋や屋敷構えを今に伝えている。近年では令和3年1月に村野家において長年使用され、維持管理されてきた民俗資料一式が「村野家（天神前）の衣食住及び商いと糸繭飛白縞関係資料」として、市指定有形民俗文化財となった。

こうした貴重な文化財が多数存在する東久留米市であるが、残念なことにその文化財を展示し、多くの人々に発信するための博物館がない。「水」をテーマとする自然環境豊かな市内の景観、そこで古代から現代まで営まれてきた人々の暮らしや生業、心の拠り所となる祭りや民俗芸能、人生儀礼など、東久留米市の歴史文化を総合的に学べる博物館を切に要望する。ぜひ、教育振興基本計画に博物館の建設を取り入れていただきたい。

No. 3

文化財保護施策は、文化財の保護と活用が両輪となって推進されていくことが望ましい。保護面の当市の喫緊の課題は、文化財の収蔵施設の狭隘（きょうあい）と老朽化にある。さまざまな分野の文化財の収蔵施設の早急な整備の推進を図る必要があると考える。

活用面については、郷土資料館の建設が最も望ましいと考えるが、将来的な課題としつつ、現時点で可能な範囲での活用を進める必要がある。例えば、市所蔵や市内にある文化財のデジタル化（3Dを含む）を進め、それらを市のホームページ等を活用してWEB化（編集や資料提供）することによって、実際に活用できるプラットホームを作成していくことが可能と考える。素案の施策にある「調査報告書や各種資料集の刊行」とともに、それらのWEB化もできるものから合わせて行い、全体として文化財の「見える化」を実施し、市民が郷土の歴史に触れる機会の増加と多様化・簡易化することが必要と考える。郷土を理解することによって、さらに未来への活力ある市となると思う。

No. 4

- 背景、位置づけ、教育目標～いずれにも障がいのあるお子さんについての記載が無い。救いの手を差し伸べる最たる対象だと思う。P. 21で初めて触れているが、学校ではなく地域内で手を差し伸べる取り組みが必要である。P. 23に「インクルーシブ教育システム、授業のユニバーサルデザイン化」とあるが、それを行うべき具体的な事象や方法論が記さ

れていない。

- いじめ問題の対応～市（学校）では「いじめ・なやみ・自殺」などのアンケート調査を積極的に行っているが、回答中「死にたい、いじめられている、逃げたい」等のアラームをいち早く発見し、個を特定して対処に当たるシステムにはなっていない。ここを改善していただきたい。死に直結する内容なので、スピーディに、強固にその子を保護する体制を大人がとっていくことが必要で、学区域、立場、家庭事情、個人情報に気になっている場面ではない。
- 学校給食～P. 27の取り組みも体系的・継続的に定着させてほしい。子供のころの習慣が健全な身体を形成し、心も豊かにすることにつながる重要なファクターである。朝食を毎朝食べる子供の数値は80%ではなく、100%を目指したい。お腹の空いた不健康な状態で学校に来る子を無くすため、ここは親の教育体制にも踏み込んでいくべきではないか。
- 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり～教員の働き方改革の一環で部活動から切り離し、地域への移行が進められている。文部科学省が指針を示しスポーツ庁が動いているが、メスを入れる個所が違っていると思う。受ける地域にやる気があっても、複数個所で必ずミスマッチが生じるだろう。教育者の増員や部活動専門職員の投入に向けた予算割をした方がしっくりと来る。
- 市民のニーズに応じた生涯学習活動の充実～内容は実に良いと思う。社会全体で子供を育てる環境が本当に理想である。環境も豊かな東久留米市なら実現可能ではないか。市の大きな方針として、市民が一体感を覚えるキャンペーンや市民大運動会などを開催して、一体感の醸成から取り組んだらどうか。非常に感銘を受け、共感を持った。
P. 41の現状と課題は明確に捉えている。放課後子供教室に先日お手伝いに行ったが、これこそ地域社会で取り込めたらと思う。地域内ではこの様な活動に協力したい市民はたくさんいると思う。しかし、ここに資格や免許等の条件や制限を付けると全体を遮（さえぎ）ることになる。ぜひ、間口は広く構えていただきたい。
- スポーツと触れ合いを広げる市民スポーツの振興～野球場やサッカー場が不足しており、場の提供に課題がある。その一つにスポーツセンターの所在地がある。月に1度行っているニュースポーツデーを検証してみた。来場総数では市民が多いが（令和4年11月～令和5年4月）、町別にみると市外がTOPに来る。市民のための施設なのであれば、市民のアクセスを第一に検討してほしい。そこで提案とお願いである、スポーツセンターへの巡回バスを土日にも運行してほしい。我々は市民に広くスポーツをしてもらえるよう、また、普段はスポーツをやらないけどポッチャならやってみたい、という方々にさまざまな企画立案をし、呼びかけ活動をしている。スポーツの力は人をつなぐ事ができる。
【最後に】東久留米市は豊富な水と豊かな緑、ジョギング・ウォーキングのしやすい遊歩道、広大な六仙公園など、非常に恵まれた環境下にある。それを証明するように、女性の65歳健康寿命が4年連続で都内第1位をキープしている。食と環境・健康が多少なりとも影響していることは間違いない。ビックリするぐらいの素晴らしい数字であるが、市民の大半は知らないだろう。大いに誇るべきところである。全体を総合的にかつ俯瞰（ふかん）的に見た上で、社会全体で子供を育てる環境の東久留米市をつくりあげていくことを、第3次教育振興基本計画に落とし込んでいただきたい。

No. 5

- 英語教育について～以前、市内の小学校と中学校の英語教育に関わってきたが、当時からALTの資質の低さを問題に感じていた。毎回、挨拶からほとんど進まず、外国人に慣れる程度の授業を繰り返すALTがほとんどで、大変残念に思っていた。派遣会社を厳選し、内容の濃い授業が行われているかを、担任や補助指導員が子どもたちの反応とともに常に見ていくことが大切だと思う。自治体によってはALTが大変有効な授業を行い、子どもたちの英語でのコミュニケーション能力が向上し、英語や世界への意識が高まっている。資質の高いALTを獲得することが、英語力、ひいては国際社会に生きていく力をつけるために必須だと思う。
- スポーツ推進について～P. 48「【施策の方向性】障害者スポーツの普及を図るため、スポーツ推進委員会を中心にポッチャの普及啓発に取り組んでいきます。」の文章であるが、全体

を「障害者」⇒「障がい者」の表記に改めることはできるか。また、スポーツ推進委員の目指すところがボッチャの普及啓発のように記載されているが、さまざまなニューススポーツの中でボッチャにも力を入れている。

- コーディネーターについて～中学校部活動のみならず、地域住民と学校活動との連携をコーディネートする人材（ボランティアではない）の配置が必要である。地域住民と密接に連絡を取り、子どもたちの放課後活動のための人材をコーディネートできる人材が、できれば学校単位で必要だと思う。地域や学校の状況を良く知っているPTA経験者など、長く務めてもらえる人材の配置が望まれる。

No. 6

- 第2次の振興基本計画との比較をしたところ、基本においては大きな変更とは言えないまでも、表現の違いが気になった。いかなる理由で変更になったのか、その点で、今期と前期の違いが大きいものではないこと、言い換えるならば、基本は継承しつつ、新たに「付け加えたものがある」「変更したもの」の認識が得られるように記述してもらえればと思った。例えば、「学習・交流の機会の提供と環境の整備」が「学習・交流の機会の提供」と「環境の整備」の二本立てになっている。これはむしろ、施策を明瞭にして意義深いと思われた。一方、生涯学習センターについては「指定管理者の活用を図り」ということではなく、「市民が連携し」という観点は極めて重要であり、その具体策が明示されることを期待する。
- 放課後子供教室の推進策は文科省の推進策からしてやや立ち遅れの感があったが、放課後子供教室は令和3年度から新たな運営方法により全校で実施し、それに見合う体制づくりを実施してきた。いわばその「伝統」を明示することを期待する。
- 生涯学習センターへの言及が乏しいことが危惧される。センターの位置づけは中央としての意味合いであって、小さなエリアの東久留米とはいえ、それを取り巻くネットワークの充実を期待し、それに見合う学習活動のサポート体制をお願いしたい。
- 図書館サービスの充実については、大いに期待できる体制と考えている。これについての言及が多く、生涯学習センターの関連をもっと充実したものにと願っている。なお、図書館においてもネットワークの必要性を考慮したいと思っている。
- 文化財についても充実した取り組みであると考えている。

以上、丁寧に見てきたが、こうした計画について、一度も社会教育委員の会議では取り上げられておらず、このたびの書類送付に、あっと驚いてしまった。多くの自治体ではこうした計画案の検討は社会教育委員会会議で行われている。「意見聴取」は当然であるが、東久留米では審議の時間を持つように社会教育委員の会議の持ち方を変更していただくよう、「1年に4回」ではなく、回数を増やすことを要望する。

No. 7

- 「はじめに」に、以下の「教育の原点」について書き込んでほしい。

教育の目的・目標の考え方には、新しいも古いも基本的にはない。「人間としての“心”をどう“育むか”が全ての原点であり出発である、という考え方に回帰させることが教育の視点である」と認識することから始める必要がある。それは命の大切さ、愛、思いやり、嘘を言わない・つかない、“ありがとう”の言葉の大切さを身体に覚えさせること。人を敬う、人に迷惑をかけない、恥ずかしいことを知ること、生きていくための心の大切さを身に付けることである。
- P. 7の「計画の位置付け」の「策定しています。」の後ろに、「教育の目的・目標・方針の考え方は自分磨き、克己復礼、人としての“心”をどう育むかがすべての原点であり、出発点です。」を加えてほしい。
- P. 8「自ら学び、知を創造する人間」の「楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに」を、「嬉しさを身体を通して覚え知り得るか、褒める、感動、涙を流して共有することができる人間性を育むことを基本に、」としてほしい。

- 「豊かな心と人間性を高めていく人間」の「理解し、」の後ろに「責任と判断力を学問を通して自信と活力を身に付けさせ、弁（わきま）えて行動できる人間を育成し、」を加えてほしい。
- P. 8「たくましく成長する人間」の「活動するために」の後ろに、「健全な精神は健全な身体に宿るごとく、生活習慣やスポーツの充実を図り、」を加えてほしい。
- P. 9「粘り強く行動し、実現する人間」の「学んだことを生かす行動力や」を「学力を身に付け、学んだことを弁えて行動することを知り、」としてほしい。
- P. 10「大綱」「1-3」の初めに、「教育の原点はパーソン・トゥ・パーソン（Person・to・Person）で、人と人が対面で教え学ぶということです。教える側に気構え、滾（たぎ）る、漲（みなぎ）るという情熱と熱意がなければ教育はできません。教育は人づくりであり、真の教育を供えた人格を育て上げるものです。今の教育は「智育偏重」です。全人格を育てあげる視線が不足しているので、使命感を持って取り組む必要性が求められます。」を加えてほしい。
- P. 24「道徳教育の充実（指導室）」の見出しの次に、「【道徳教育の基本】三つ子の魂百までという言葉があります。物心つくかつかないのころから教育を始めなければなりません。言い換えれば、お腹の中にあるころから既に教育は始まっています。親子の正しい関係、親には孝行を、目上には尊敬の念、朋友には信頼を基本に人はつくられていくものです。人に迷惑をかけない、嘘をつかない、その心を大切に説くことを教えていきます。」を加えてほしい。
- P. 36「イ）学校における働き方改革の推進」に、「教育に専念できるための環境づくりとして、ラーニング学習とバケーションを組み合わせます。任意の平日の休暇を年3日までは欠席扱いしないことができるよう、自治体が相次ぎ導入していける環境づくりを進めていきます。」を加えてほしい。
- P. 41「①生涯学習・交流の機会の提供」の【現状と課題】の「～課題となっています。」の後ろに、「生成AIで教育事務を削減し、働き方改革や学校行事の簡素化等を行い、地域生涯学習活動に移譲・移行していく工夫も考えていきます。」を加えてほしい。

No. 8

- P. 16「I子どもの未来を育む学校教育」①人権尊重教育の充実について～自己肯定感を育てるにあたって肝心なのは、誰よりもまず「自分が自分を大切にすることだ」と思う。自分を大切にできない人には、他人（家族・友人など）を大切にすることの余裕など生まれないからである。自分を大切にしたいと思える人は、他人も大切にしたいという気持ちが自然に育つと思う。

自己有用感については、他者からの「ありがとう」という感謝の言葉によって深く味わえるものだと思う。例えば、自分の得意とする技能が他者を助けたり喜ばせたりすることで、感謝の言葉を受けたり、社会の役にたつことで報酬を得たりする。あるいは温かい慈愛の心が他者を慰め助けることで、他者から「ありがとう」と心から感謝されたりする。この体験こそが自己有用感に繋がると思う。自己有用感を醸成させるには、先の「自分が自分を大切にすること」を基本とした上で、「自分の好き、自分の得意」を見つけることが肝心だと思う。自分が興味のあることや得意だと思うことに対して、人は努力を惜しまない。時に家族や先生や友人の方が先にその子どもの得意に気が付くこともあると思う。誰もがいわゆる授業における勉強が得意な訳ではないが、例え、学校で最下位の成績の子どもでも、社会に出てからは思いもよらない才能が開花して素晴らしい社会人となり、世の為、人の為に大に力を発揮する事例は数えきれないほどある。

P. 18②いじめの問題の対応について～誰もがいじめが悪いことぐらいは十分に理解していると思う。いじめをする子どもの動機は千差万別かもしれないが、やはり「自分が自分を大切にすること」ができていないからだと思う。自分を大切にできる人間が他人をも大切にできるのだと思う。大人社会も全く同じだと思う。幸せな人は決して人をいじめたりしないと言う。幸福感の基本も自尊心にあると思う。子どもには事あるたびにこのことを教えてあげることが肝心だと思う。

P.20③不登校問題への対応について～文化協会では「市民大学中期コース」という講座を運営しているが、昨日「東久留米にこここプレイス」を運営されている社会福祉士の山永和子氏の講義を聞かせていただいた。誤解の無いよう表現しなければいけないと思うが、山永氏の話によると、不登校児童の受入先としてのフリースクールは、いったんそこに入ると学校に復帰することを目指すのではなく（経営問題も含め）、そこに安定的に通うことを基本とするようだと言った。それに対して、山永氏が運営する「にこここプレイス」では、不登校になった子どもたちがある日突然心の底から絞り出すように「学校に戻りたい」とサインを出す時があるそうである。山永氏はそのサインを辛抱強く待ち、サインが出た時は決してそのタイミングを逃すことなく、瞬時に親や学校関係者に連絡をとって、「学校に戻りたい」という子どもの気持ちが萎（しぼ）まないうちに学校に復帰できるよう行動するそうである。

そうして何人もの子ども達が見事に学校に復帰し、それからは生き生きと学校生活を全うする姿を何人も見てきたとお話しされ、感動した。このようなしっかりと子どもの心を捉える視点を持って取り組まれている事業所を十分に把握し、密に連携を取りながら、今後も子どもたちの「学校に戻りたい」というサインを見逃すことなく応援していただきたいと思えます。

○P.32「基本施策2 国際社会の担い手を育む教育の推進」について～これからの時代はますます語学力が必要となってくることは当然だと思う。例えば、今も日本の伝統文化や匠の技、あるいは日本アニメなどの魅力に引かれ、海外からたくさんの外国人が訪れているが、海外でも国内でも外国の方は日本人の若者に対して、日本の伝統文化や自慢すべき点は何かと質問するそうである。しかしこの時点で、例えある程度の英会話力があっても肝心の話の中身の知識がなければしどろもどろになるばかりで、何も伝えることができない。英語教育の方法として、東久留米の文化、風土、名所、自分の好きなどころなどを学び、それらを胸張ってしっかりと英語で伝えられるという勉強法を強化してはどうかと思う。地元愛は自己肯定感や自己有用感などにも繋がる、素晴らしい教育になると思う。

○P.41「II 市民の学びを地域に生かす生涯学習」について～人と人との関りや連帯意識を高める一つの方法として、地域のお祭りを大切にすることが良いと思う。ようやく地域のお祭りも再開できるようになり、今年は市内のどのお祭りも大変な盛り上がりを見せていた。

先の地元愛とも関連する試みとして、現在実施されている「東久留米音頭」を各小学校で指導することは素晴らしい取り組みだと思う。手と手をつないで踊ることは大切なスキンシップの体験であり、誰をも笑顔にする。コロナ禍で失われたもの、それは何よりもスキンシップや本当の笑顔だと思う。ぜひ、この取り組みを学校の運動会や地域のお祭りの恒例事業として継続して取り組んでほしい。また、文化協会としては長年続けている自主事業の「子どもと大人の体験塾」や教育委員会から委託を受けている「市民文化祭」のさらなる充実を目指し、世代を超えた交流や文化を通して学ぶ喜び、自由に表現できる喜びを習得してほしいと切に願っている。

No.9

○P.41生涯学習・交流の機会の提供について～市民の生涯学習活動を促進していく上で、情報の提供と活動の場の提供は不可欠なものであると認識している。令和4年度の市民アンケート調査報告書の「市の事業を通じて始めた生涯学習の有無」で「参加なし」が87.8%もあるということは、本人の意思もさることながら、裏を返せばそれだけ参加を喚起させる情報提供がまだ不十分であると言わざるを得ないと思う。「どういうことをやっている団体があるの?」「何かやりたいがどこで教えてもらえるの?」などの声はよく耳にする。一方、「知らない人と関わることが面倒くさい」「仕事を辞めたからもう何もやらないでのんびりしたい」などの声もよく聞かすが、先ずは「地域に出る」「人と会って刺激を得る」「情報を得る」、その結果、何かに取り組む意欲が出るといったプロセスが、生涯学習を始めるきっかけになると思う。一つの案として、行政が主導して、市民・行政・市民活動団体（場合によっては企業も含む）が協働・連携して、子供から大人までの幅広い年代層が交流できるような、生涯学習に関

連したテーマで情報交換の場を創り、そこから次のステップとして生涯学習に取り組む意欲を醸成するための環境づくりをすることなども考えられる。施策の方向性として、現状の8.7%を10%にするという指標であるが、さらなる周知活動の強化と支援体制づくりにより、一人でも多くの市民が参加するように方向づけてもらいたいと思う。

- P. 4 2 生涯学習環境の整備について～生涯学習活動を推進するにあたり、そのベースとなる場所の提供は重要な視点であると認識しているが、思うように活動場所が確保できない現実があるのではないかと思う。また、生涯学習センターに限らず、その他の公共施設においても老朽化が進み、建物だけではなく設備・照明・空調・備品なども経年劣化があり、十分な機能を果たしていない。施設の老朽化対策については、広報でも「あなたとつくるまちの未来」というテーマで5回にわたり、現状の課題やこれからの方向性等が述べられていた。長期ビジョンに沿って進めることが極めて重要であることは重々認識しているが、一方、劣化した機能の改修をやらなければ施設そのものが使えなくなってしまう危惧もある。全体の構想が固まり次第、優先順位をつけて速やかに進捗させてもらいたい。

No. 10

〔第2章〕

- 第2次ではP. 9に生涯学習の記述があったが、第3次の現状と課題の章では見当たらない。

〔第3章〕

- 第2次と比較して、項目の立て方や記述・レイアウトが分かりやすい。
- 全国学力調査の図が見やすく工夫されている。
- 施策の方向性に指標を示しているのが良い。
- いじめ問題の対応及び不登校問題への対応について、施策方向性に具体的な取り組みを記載しているのが良い。
- 不登校問題への対応、特別支援教育の充実、日本語指導が必要な子どもへの支援について丁寧に記載され、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし育む教育を目指していることが伝わってくる。
- P. 3 2 「グローバルに活躍できる人材の育成」は、施策の方向性で全ての学校において指標を掲げ、国際感覚を醸成する意欲を感じる。
- P. 3 3 「地域と連携した教育の推進」は、コミュニティ・スクールに言及するなど、地域との協働を目指す姿勢も感じられる。
- P. 4 4 「効率的で持続可能な図書館運営の推進」では、全館指定管理者導入後の現状や方針が分かりやすく記載されている。人材育成について基本施策では述べられているが、施策の方向性においても触れられていると市民の不安が払しょくされると思う。
- P. 4 6 「子ども読書活動の推進」では、多様な子どもたち・ハンディキャップのある子どもたちへの取り組みが述べられているが、日本語を母国語としない子どもたちへの取り組みについても記載してはいかがか。異文化理解・多文化共生の教育へ、図書館ならではの取り組みも効果的であると思う。

No. 11

- P. 4 4 図書館の取り組み全般について～協議会の話題として、情報共有している内容に沿っていると思う。
- P. 4 5 グローバル化に対応した資料の充実について～大綱の中でグローバル化の重要性が謳(うた)われており、これに対応した資料の充実等に努める旨を記載すれば良いと思う。
- 指定管理者導入の経緯と成果及び期待について～令和3年度に導入された図書館の指定管理者について、経緯と導入後の成果及び今後の期待についても記載すれば良いと思う。
- 本文中には記載されているが、P 4 4 表7 (令2年度のデータ)では、中央館改修の特殊事情についての注釈があれば良いと思う。

No. 1 2

- P. 8 「3 東久留米市教育委員会の教育目標」について～前文1段落目の最後に、「国際社会に生きる日本人の育成を期して行う」とあるが、P. 3 2に「外国につながるのある居住者や子どもたちが増加」している現状を踏まえて、ここで「日本人」と限定することに矛盾があるように思う。「市民」などより広範囲な言葉に変更した方がいいのではないか。
※同様にP. 3 2の「基本施策2 国際社会の担い手を育む教育の推進」の前文3行目にも「日本人として」の記述がある。また、「豊かな心と人間性を高めていく人間」の本文4行目に「礼儀」とあるが、人権尊重や社会生活において必要なものとして、後述されている「コミュニケーション能力」の方がここに入る言葉として適切ではないか。
- P. 1 9 「ア) 東久留米市いじめ防止対策基本方針に基づいた取り組みの推進」について～いじめの現場である学校ではないところで、相談ができたり支援を受けたりできる第三者的な場所や仕組みが必要ではないか。学校などの組織内では隠ぺいされる可能性も否定できない。児童・生徒のいじめのみならず、教師・子ども間あるいは教師間のハラスメントの早期発見にもつながると思う。
- P. 3 1 「③子ども読書活動の推進」について～【施策の方向性】の2つ目の項目について、調べ学習は重要であるがインターネットを活用した情報収集が一般的に広がっていることもあり、図書館利用推進において、調べ学習のみに重点を置くことは現実的ではないように思う。1つ目の項目にあるように、「豊かな感性、想像力」が身に付けられるような具体的な施策を希望する。例えば、図書館司書がそれぞれの子どもに合わせた選書をする機会・時間的な余裕を設けることなどが具体策として考えられる。
- P. 3 5 「①組織としての学校機能の強化」について～校長がリーダーシップをとるための前提として、学校内の先生たちの意見を幅広く聞き、特に若い先生の意見をきちんと受け止める環境がつけられていることが重要だと思う。本文ではその点が読み取りにくいと感じた。

No. 1 3

○学校図書館の強化

(1) 学校図書館司書配置の増強について～「大綱」には、「学校図書館の整備」が謳(うた)われており、「第3章Ⅰ③子ども読書活動の推進(指導室)」には、児童・生徒の不読率が下がらないことが述べられている。「施策の方向性」には、図書館司書の配置を「継続」するとしているが、現状の配置(一校1名週一回と聞いている)を「増強し」、常駐を目指すべきである。司書は少なくとも児童・生徒の在校時間には学校図書館にいて、資料の貸出・返却の際などにきめ細かい相談やアドバイスを行う。加えてブックリスト作成や展示、あるいはブックトークなどにより資料の紹介を行う。また、教職員との連携により、調べ学習などに必要な資料を用意し、さらに市立図書館などからの借入の際の窓口となる。それにより豊かな授業を実現し、教職員の業務の軽減も図る。なお、学校図書館に必ず「人」がいるということで、不登校児・生の「居場所」の一つともなる可能性もあると思う。さらに、「放課後子供教室」事業に加わることも探ってはいかがか。

(2) 学校図書館のネットワーク化について～上記の活動を展開するにあたって、市内の学校図書館の蔵書目録をオンライン化し、市立図書館のデータベースとつなげることにより、G I G Aスクール構想で整備された端末や教職員の端末から、自校蔵書のみならず市立図書館の蔵書も検索可能とし、調べ学習などの有効な手段とすることを是非目指してほしい。

※先日(9月4日)、京都市教育委員会から、「蔵書検索サービス『カーリル学校図書館支援プログラム』の全校導入について」(別紙)が発表された。参考にしてほしい。加えて「人のネットワーク」として、全校の司書教諭、図書館司書、市立図書館司書、さらには地域ボランティアなどからなる実務的、恒常的な会議体の設置を検討してほしい。

- デジタル化の進展と市史編纂(へんさん)検討チーム設置について～「第3章Ⅱ②地域資料・行政資料の収集・保存(図書館)」に、地域資料・行政資料など各自治体の固有の資料についてのデジタルアーカイブ化については、「将来的な課題」とされている。また、同章Ⅲ市民協働による文化財の保護・活用」の項では、東久留米市史編纂の見通しが不明な状況である。前回の市史刊行時(昭和54年)からは、状況も相当進展している。新しい時代の市史編纂

においては、デジタルアーカイブ化がひとつのキーとなるのではないかと。近隣の小平市の例などを参考に、生涯学習課や図書館職員（指定管理者ではなく、地域資料を担当する市の職員）、必要であれば市民参加により早期の検討チームの立ち上げが望まれる。

No. 14

- P. 5の「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」については基本施策と具体的施策の中で反映されていると思うが、その点についてもう少し説明があってもいいのではないかと。また、「ウェルビーイング」については用語の説明も必要だと思う。
- P. 28「Ⅱ人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成」の具体的施策の中にキャリア教育（中学校では職業体験等）があっても良いと思う。体験的な活動の重視やグローバル化に向けた取り組みと併せての記載があっても良いと思う。
- P. 43「③中学校部活動の地域連携について」はなかなか難しい問題であるが、地域連携・地域移行に向けた取り組みを、ぜひ、早急に進めてもらいたい。

※「子ども」「子供」の表記は原文のまま

◎懇談会開催概要

令和5年9月27日（水）午10時～正午、市役所7階701会議室

【委員名簿】

敬称略

選出基準	氏名
青少年の育成に関わる者	薬師信子（東久留米市青少年問題協議会委員 南中学校地区青少年健全育成協議会会長）
生涯学習に関わる市民（公募）	斎藤利之（大学教員、一般社団法人全日本知的障がい者スポーツ協会会長）
学校教育に関わる市民 または市立学校に通う児童・生徒の保護者（公募）	馬場 麦（大学生）、柳 敏昭（大学非常勤講師・元公立学校長）、北原真弓（就学相談員）

※オブザーバー（教育委員）宮下英雄、細田初雄、馬場そわか

詳しくはHPに掲載している議事録をご参照ください。以下は委員からの意見や質疑、事務局からの回答の要旨です。

ご意見につきましては教育委員会の中で協議を重ね、参考にさせていただきました。

- 指導室長 斎藤委員から「(11) P.17の『自己肯定感・自己有用感』を育む具体的な指導とはどのようなものか」という質問を受けている。一つ目は、教科指導の中で教師が一方的に話して進める授業ではなく、児童と教師との、児童・生徒と教師の双方向、または児童・生徒同士の双方向的な授業を展開し、一人一人の意見や考えを生かすという指導に力を入れていきたいと考えている。二つ目は特別活動や行事など役割を持たせて協同的な活動を行い、目標に向かって協力したり成功したりする体験を積み重ね、そこから互いに認め合う機会を設けていきたいと考えている。また、斎藤委員からは「健康に関する課題の部分では是非とも『性教育』を文言として取り入れてほしい」というご意見をいただいた。「性教育」の文言は「等」の中に含まれていて文言としては出てこないのでは検討する。
- 教育総務課長 斎藤委員から「P.3とP.4のグラフの凡例は逆になっている」とのご指摘いただき、修正する。
「(2) 第3次教育振興基本計画を策定するにあたり、第2次における計画達成度合い等が特に示されておらず、単に上記の通り国に準拠した内容を網羅した印象がある。P.2かP.3で少し触れることで本計画の策定理由や狙いが明確になり、市独自の個性が出るのではないか」というご意見をいただいた。各事業の達成度合いであるが、本市の教育委員会では令和元年度から令和5年度までの5カ年を計画期間とする第2次教育振興基本計画で示した施策の方向性に基づき、各事業を達成するために、毎年度、各事業の実施計画を立て、教育委員会及び外部の有識者により全事業の点検及び評価を行っている。直近の令和4年度では85の事業を対象にこの点検評価を実施している。第2次計画期間中の毎年度の各事業の達成度合いを含めた点検評価結果は「東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」にまとめ、市ホームページにも掲載し、広く公表に努めている。各事業の達成度合いの第3次計画への記載についてであるが、(素案)の「調整中」となっているp.51の「第4章『東久留米市第3次教育振興基本計画』の実現に向けて」のところで、委員からのご意見も踏まえ、点検評価の取り組みについて記載していく。
- 指導室長 斎藤委員から、「(3)『VUCA時代に触れていない。何か理由があるのか。触れているとしたらどこになるか』というご質問を受けている。VUCA時代「予測困難な時代に向けて」の言葉がダイレクトに出てくるところは非常に少なかった。計画をつくる側としては包括的に捉え、それを意図して組んでいるところもあるが、分かりにくかったと思うので検討する。例えば、P.28からの「確かな学力の育成」の項目で、この予測困難な時代に向けて

これから生きていく子どもたちに身につけさせたい力として意識して取り上げたが、示し方や書きぶりが少し弱かったと思う。例えば、「情報収集・情報活用力などが非常に大事である」と言われる中、それが「ICT教育」に含まれていたり、「主体的・対話的で深い学び」に含まれていると考え、その中に含めて捉えていた。また、「子どもたちの自らの判断力をしっかり育てていく」では、この「資質・能力」の三つの柱の中に含まれると考えて書いているが、もう少し検討したい。また、相互性や連携性などについては、体験活動や地域との連携等とも結びついていくと考えている。この学力の項目だけでなくほかの指導室所管で記述したところにも関係してくるので、全体を通して検討する。

「(4) 国際理解に関して海外の都市との姉妹提携について」として、斎藤委員からご意見とご質問をいただいている。現在、姉妹都市として海外のどこかと提携を組むということは市としても教育委員会からも出ていない。この教育振興基本計画は今後5年間を睨んだものになるが、さらにその先を見通した時にそういう話が出てくれば意義深いと考えている。なお、こういったことを取り組んでいる学校がある。一つは南中学校がアメリカのノースカロライナ州の高等学校と毎年姉妹校のような形で向こうの方が来てくれたり、オンラインで交流している。そのほか、市の国際友好クラブの協力を得て、毎年学校は替わるが、小学校が韓国やその他の国々の方々と一緒に交流活動を続けている。こういったことを土台に今後も姉妹提携ができればいいと思う。また、国内での交流では、群馬県の榛名に小学生の6年生が移動教室で行っている。オンラインの環境も整ったので、実際に行き体験する前に榛名とオンラインを通して交流し、興味・関心をさらに高めていく連携に広げていきたい。

○教育総務課長 斎藤委員から「(5) P. 10に計画的に学校施設を整備していくとあるが具体的に何を指すのか」というご質問を受けている。素案のP. 38で説明したが、「基本施策3 質の高い教育の基盤となる環境の整備」において、「『施設整備プログラム』に基づく施設の大規模・中規模改修工事にも計画的に取り組みます。」と本文にあるとおり、「計画的に」とはこの施設整備プログラムに沿ってということである。このほか、大規模・中規模改修工事以外にも35人学級に対応するための普通教室等の整備や特別教室の空調機の整備、トイレの洋式化改修などの部位改修工事にも努めている。

○指導室長 斎藤委員が、「子どもたちの読書活動の推進」のところで、参考として内田洋行の取り組みを紹介してくれた。端末が学校図書館に導入されていて、子どもたちが本を借りると読書通帳という形で、貯金のように読んだ本が記録されていく取り組みをしている学校の事例である。「本市でもオンライン化されて」と説明したが、学校図書館全ての本にバーコードが付いていて検索も専用パソコンを使ってできるようになっている。ほぼ全校に図書館司書が配置されていて司書がやってくれているが、「図書館のオンライン化」という意味も込めてこれから導入できたらいいと思う。読書通帳は本当の貯金のように増えていく大変面白い取り組みで、子どもたちも飛びつくと思う。図書館司書を配置している図書館流通センターにも情報提供して連携しながら取り組んでいきたい。

○生涯学習課長 斎藤委員から「(7) 文化財の保護・活用に関してDXなどを鑑みさまざまな取り組みを行ってはどうか」というご意見をいただいている。委員から紹介されたのは遺産と文化遺産のQRコードの使用法で、文化遺産等の近くにQRコードを置いて、それを読み込むと解説文が出てきたり、また、音声でガイドしてくれるというものである。美術館や博物館にある仕組みをまち全体で実施してみたらどうかというご提案である。ご提案内容は観光と絡んだ部分が強いと思われるが、昨日閉会した市議会定例会においても「文化財のアーカイブズということで実行してはどうか」というご質問をいただいた。具体的には、市が持っている土器等の文化財を360度カメラで見られるようなものにするといった提案であった。図書館の分掌事務とも関連し、イニシャルコストやランニングコストが相当かかることからまだ計画には書き込める段階に至っていないが、図書館と一緒に研究を進めている。

また、「(8) 東久留米市スポーツ健康都市宣言がなかなか浸透していない」ということで、国土交通省の「健康まちづくりの事例集」についての提案を斎藤委員からいただいている。健

康まちづくりの事例集は国土交通省の資料で、都市計画の観点からや、市を横断した健康まちづくりをしている自治体の事例が紹介されている。非常に参考になるが、本市でも「スポーツ健康都市宣言」を踏まえて「スポーツ健康ウィーク東久留米」を実施しており、10月1日から体育の日やスポーツの日を中心として、さまざまな取り組みをまとめて発信している。ホームページや冊子なども作り、市内の九つの課と六つの指定管理者が一緒になって取り組みを進めている。委員がおっしゃる通り、機運醸成につながっていくには継続的な取り組みが必要だとも考えている。また、スポーツの周知の一端として、スポーツ振興係ではスポーツで成績を上げた方の市長への表敬訪問を行っており、ホームページにアップしている。市長との写真や表敬訪問の様子を紹介していたが、今後は本人がどういった気持ちで試合に臨んだとか、より本人に寄り添ったところかが読み取れるような内容にしていく工夫を進めている。

○齋藤委員 質問（8）までのところで補足説明と意見を述べさせていただきたい。

「（3）VUCAに触れていないことについて」についてはP.28、29の文言を検討してもらいたいことと、P.28、29にある表は全く掲載の意味が分からない。「問1～問14」と書かれていても設問の内容が書かれておらず、棒グラフと点線グラフは何を示しているのか。なぜ「社会」は掲載されていないのか、意図的に抜かしているのか。説明がないので非常に分かりづらい。グラフを全て削除するか、文言で書くなりした方がよいのではないか。

「（4）国際理解に関して海外都市との姉妹提携等について」についてであるが、私の子どもが南中学校にいたので既に交流が行われていることは知っている。例えば、神田外国語大学では自前で福島県にブリティッシュヒルズという施設を持っている。国内にいながらにして宿泊もできて、英語も学べる研修施設である。国内にいながらでも海外と触れ合う体験はできるのと思う。ホームステイや国際交流、姉妹都市交流はかなり大掛かりな話になるので市全体での検討が必要だと思うが、小学校や中学校のALTは比較的時間を余している方が多いと聞く。TOEIC、TOEFLなどは市がALTの先生を上手く活用して、東久留米市独自のYouTubeのような形で、提供するの新しいチャレンジだと思う。そうすればALTも報酬が十分に得られるようになり市内で活躍してもらえるので、一つの起爆剤になると思う。

「（6）読書について参考になる取組事例の紹介」であるが、指導室長からも話があったように、あえてアナログにして紙媒体にすることによって射幸心が非常に高まると思う。預金通帳のように自分が借りた本がどんどん記載されていくと、子どもたちも非常に楽しみになってくる。一つの方法として、通帳の表書きのところに企業に寄附してもらい広告収入を得られる仕組みができればいいと思う。なお、本をいかに借りるかということは、いかに返すのが楽かにもつながる。先日、山口県宇部市に行った時に、市内を回っているバスの中で本を返せる仕組みを見た。本を借りてもらうことも考えなければならないが、返す便利さも一つの重要なファクターになる。本市では駅前にポストがあるが、いかに返すボックスがあるか、効率よく返せるか。スーパーに本を返す箱などを置かしてもらい、借りた本がいつでもどこでも返せるような仕組みづくりが拡張されると、借りる人も増えるのではないか。市長が今年度、市内の子ども向けに1人当たり3,000円か5,000円の図書券を配布した。書籍はネットで買えるが、市内の書店で購入できるように「市内限定」にすればどうか。市内でお金を回す仕組みも考えるべきだ。市内の本屋さん限定すれば本屋さんも潤う。今後そういった施策を実施する時には一つアイデアとして検討してほしい。質問8「東久留米市スポーツ健康都市宣言が認知されていないこと」についてはその通り。私もスポーツ推進委員であるので自戒の念を含めて、健康都市宣言をもっと浸透できるように継続的に活動していかなければならないと思った。

○指導室長 「（9）P.3～4のグラフは児童数と学級数のカテゴリーが違っている」とのご指摘については、訂正させていただく。

「（10）P.2に特別な支援が必要な子どもが増えているという記載があるが、増えているのはどこを見れば分かるのか」の質問については、P.22の図15から16、17をご覧いただくと、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数と学級数、さらに図17には特別支援教室を利用している子どもの人数がある。ここを見ると特別な支援を要するお子さんが少しずつ増えていることが分かると思う。

「(11) 自己肯定感・自己有用感」の質問については、具体的には教科指導や行事等の中とか、さまざまところで育んでいくという仕掛けもつくっていくということである。

質問12の医療的ケアについても先ほどお話ししたとおりである。

質問13の「性教育」の文言は取り入れるように検討していきたい。

- 斎藤委員 質問10についてであるが、「見てください」とあってもP.3~4の表を見ても分からない。「どこを見てください」の後ろに括弧書きで「P.22を見てください」としないと整合性が取れない。表1や図3で見られるが、経緯や「増えている」ということを説明したいのであれば、経年変化を示す必要があるのではここは修正してほしい。

なお、これは情報提供であるが、今年9月、フランスではいじめの加害者は学校長の裁量により、転校させることが法律上できるようになったと発表している。日本だけではなく世界的にもいじめ問題は非常に大きな関心事であることを紹介したい。また、P.38の「通学路の安全対策」に関係するが、日本に来る外国人が一番驚くのは子どもたちだけで登下校させているということだそう。アメリカでは当然それは誘拐につながるという懸念からNGである。引き続きシルバーやさまざまな方の協力を得ながら、児童の登下校の安全性を担保していただきたい。

- 薬師委員 よく「地域」「学校」「家庭」という文言が出てくる。私の所属している青少協は「地域」という括りによく皆さんから言われる。私は何かの資格を持っているわけではなく、私と一緒に活動している活動のメンバーも多くは子どもの保護者で、子どもが大きくなって卒業している年代であり、その仲間が集まって活動している。

年々求められている「地域の力」については皆さんからの要望と言うか、「期待」がとても大きいと感じている。しかし、現実には今の若い世代の保護者はご自分の生活がいっぱいいっぱい多忙であり、学校に足を運ぶということも少なくなりつつある。自分の子どもがいる学校に対してもそうなのに、「学校から離れた地域になおかつ目を向ける」というのは現状では難しいと思う。しかし、国も東久留米市も私たちに求めているものは多いと思うので、活動しながら考えている状況である。

資料に「児童数は横ばい」とあるが、7地区だけが上昇傾向にある。7地区は南中と第五小と南町小で構成されているので、少子化が進行している中でも上昇傾向にある。しかし、学校の保護者のPTAの活動自体はどんどん縮小化している。求められているのは学校の中だけでの教育ではない。戸外での活動であったり家庭での教育だが、私たちが連携していかなければいけない部分の三角形がとてもアンバランスになってきている。この第3次計画を見て、私たちの求められている使命も大きいのかなと再確認した。

斎藤委員のご質問にもあるが、私たちが求めているのは「子どもの自己肯定感」である。学校は「イニシアチブを持って指導力を持つ子どもになってほしい」「リーダーシップを持つ子どもになってほしい」と、みんなにリーダーシップをと望むのは理想である。「団体活動の中では縁の下の力持ちが実は重要な役割を果たしている」「リーダーが動きやすいようにサポートしていく力がある子どもがいるからリーダーが活躍できる」とかを、日常の活動の中で子どもたちが分かっていくことが大切だ。誰かの言葉にあるが、「みんなが1番を目指すのではなく、そのグループ、仲間の活動の中でどこに自分は求められているのかが一つであればやった意味があるのではないか」という思いで、私も活動している。

私たちも地域にも高齢化の波が押し寄せてきている。学校や教育委員会は、求める地域の力と実際に高齢化した地域をどうすり合わせて活用していこうとしているのかと、疑問に感じている。「地域、地域」と言われるが、学校と全く関係ない人は「(学校に行って)私はこういうことができますよ」とは絶対に言わないと思う。なので、学校の中からも、「こういう人を求めている」「こういう教育の中にこういう地域の方を求めている」ということをもっとアピールしていく必要がある。そうしていかない相互の関係が難しくなっている。

- 指導室長 各学校ではこれまでもこの東久留米市で協力してくれる方々を見つけては、少しずつ工夫してやってきている。もっと拡大していくとなると、どう地域と結びついたらいいのか

…。先生方の異動もサイクルが速くなっていく中で恐らく困っていることもあるのではないかと、指導室としても心配している。薬師委員がおっしゃったように、こういう人がほしいとか、こういうニーズがあることをもう少し見える形にして発信することが必要なのかなど、話を聞いていて思った。

まさに今、部活動の地域連携、地域移行が入ってきて、生涯学習課と連携してやらなければいけないと考えているところが、まさにそこである。学校が何を協力してほしいのか、どういったものを求めているのか。お願いするからにはきちんと出さなければいけないので、学校へのアンケートを取ったり、それを間に挟むコーディネーターという役割をつくってみたらどうかとか、いろいろ考えを出し合っている。この教育振興基本計画が進む5年間にワンステップでも進めればよいと思う。

○柳委員 私は教員として学校の現場に長く居て、現在は大学で教員を志す学生の教育相談等の仕事をしている。学校の教員は「子どもたちに対する学校の授業を充実させる」「どうやって楽しい授業をさせるか」に重点をおいて実践していかなければならない。昔は児童が多く、1学級45人以上いたような学級の中では、個別指導云々といっても難しい状況がいっぱいあった。最近はその少子化が進み35人学級が前提で、それ以上に少ない学級もある。少なくなってきた児童に対してどう効果的に学習環境を整え、教育していくかを現場の先生方が考えていかなければいけない。行政的には計画に書いてある内容でいいと思うが、大事なのはこの先のことである。書いてあることをいかに現場の学校に下ろしていけるかを考えていかないと、何年経ってもただのお題目で終わってしまう。

「確かな学力」は文言としてはその通りであるが、教える力を先生方につけてもらうにはどうしたらいいか。教員を志す学生に、「教科書を教える先生になるのはやめなさい」と言っている。教科書に書いてある内容だけを子どもに教えていくのは、昔は塾などがなかったから先生の言っている話には関心があって聞いていたかもしれないが、今は時代が大きく変わって、先生が教科書に書いてある内容を説明しても「そんなこと知ってる!」と、子どもの興味や関心は薄れてしまう。教員は教科書を使って学校で基礎・基本を教えなくては行けないが、「教科書を教える教員から教科書で教える人間」になってほしい。ある教材が出てきたらそれから少し離れて、先生がもっと体験的なこと、活動的なことで子どもを動かしていく授業を工夫させることである。

私は小学校の校長の時、休んだ担任の代わりに英語と体育の授業を一緒にやったことがある。動きを通しながら子どもたちに関心を持たせたらどうなるか。例えば低学年の子に「Hello everybody, good morning. How are you?」。それだけを聞くのではなくて、子どもたちに必ず先生に「And you」と。それをやりながら「Please stand up」とか「Sit down」とか言って、いろいろその場で教える。「Today is to run fast and go slowly」とかの簡単な動作で教えると、子どもたちがすごく興味を持って授業をした経験がある。

小学校の教員は英語の免許を持っていないが、英語を教えなくてはならない。だから、ALTを大いに活用する必要がある。昔はALTに任せてしまっていたが、これからの若い先生方には「ALTにおんぶにだっこはだめ」と言い聞かせている。「自分がしゃべれる・しゃべれないからという感覚ではなくて、とにかく自分からどんどん活動していく教師にならなくては行けない」と。自分が発信する機会や場を子どもたちにもつってあげて、ALTと楽しく授業を構成していくことが大切である。これから学校には若い先生が現場に入ってくる時代になるので、若い先生のエネルギーを子どもたちの教育活動に生かしていってほしいと思う。

今年度の新しい教科書を見たら教科書に全部QRコードがついているので、大いにQRコードを使うべきである。QRコードがあればその場面や指導内容が分かるので、やったことがない学生でも大いに指導力を発揮できるのではないかと。子どもたちへの国際理解教育を進めていくために英語を取り入れたのだから、子どもたちが育ってから英語を媒介にして、国際社会で活躍していく日本人に育ててほしい。これからの若い先生には授業を変えていく努力をしてほしい。学校もそういう視点に立ってほしいし、また、行政でも現場からそのような意見が出てきたら積極的に協力してあげてほしい。「隣の学校は少し変わり始めたよ」という話を学校同士で聞いたら、「うちもやってみようか」という連鎖反応が起きるのではないかとと思う。

○指導室長 教師の本分が授業を充実させるということは、これからも変わらない大きな命題であると思う。授業改善についてはICTが「いわゆる文房具の一つですよ」ということで入ってきたが、まだまだそこに至るまでには先生方にも努力をしてもらう必要があり、ICTが入ってきたことによって授業が変わらなければいけない。引き続き授業改善を行い、先生方にも学ぶチャンスを指導室としても設定して、励まし、支援していきたい。また、今回の計画が「まさに実行してこそ」というのは、前回の教育委員会でも教育委員からそういうお話をいただいた。こういった計画があるということを一一人の校長先生方に自分事として受け止めてもらい、いかに学校で具体化していくか。場合によっては市教委からトップダウンで「これは絶対やってください」というものも必要だと思う。逆にこの計画に少し曖昧な書き方をしているところがあれば、学校がボトムアップで、「うちの学校ではこんなことがやりたい」という声が出てくるといいなと思っている。その両方があるってこの計画に書かれていることが実際に行われていくのと思っており、この計画をこれからどう活用していくかという、そこが教育委員会の指導室としての一番大きな課題だと思っている。

今回の教科書採択では小学校の教科書を採択した。理科ではQRコードや写真がとても充実していたが、百聞は一見にしかずで、本物に触れて初めて感動することはたくさんあると思う。そういった意味でも、先ほどの薬師委員のご発言にもあったが地域のここの畑を貸してくれとか、公園に行くときにちょっと見守りをしてもらいたいとか、そういった小さな連携でもできるとまさに体験活動にもつながると考えた。

○北原委員 P.21の下段「④特別支援教育の充実」の【現状と課題】に、「特別支援学級」のことが記されている。市内には自閉症・情緒障害の固定学級が2校、南町小と神宝小にある。毎年そこに数名ずつ入学していく。途中で転学をしてそこで学ぶことになる子ども、毎年一定数のかなりの人数がいる。そこで専門的な教育を受けて、発達障害がある子や発達の凸凹（でこぼこ）がある子は少人数の中で教育を受けようになると、すごく変わっていくのを実感として経験しており、とてもいい教育がなされていると思う。

東久留米市には、中学校に情緒の障害の特別支援学級がない。小学校6年間を情緒障害の学級で6年間ずっと過ごす子もいて、その子たちは中学に行く時の進路をすごく迷うというか、困るというか、中学に進学する時に急に大きな学級に行くことになる子どもも多いので、その点で就学相談の係をしているとお母さんたちがすごく悩む場面を見るし、私たちもどう進路を指南していくかでとても迷う。6年間情緒の特別支援学級で指導してもらって効果は上がるので、ぜひ、中学への進学にも目を向けてもらいたい。大きな学級の中で中学から学習を始める時にはあまり大きな戸惑いがないように、小学校のうちから通常級と交流をたくさん行ったり、中学校では通常級に戻るためにどうしていったらいいのかなど、もちろん考えてくれていると思うが、そこに改めて目を向けてもらいたい。それが、「体系的な教育が組織的に行われる学校づくり」「教育環境、教育条件の整備の一層の充実」に繋がっていくのではないかな。

p.31の上に「幼保小連携・小中連携による系統的な指導の推進」とある。東久留米の幼稚園、保育園から小学校に向けて要録または保育要録が送られていると聞いている。おそらく小学校といろいろな連携が行われていて、この子はこういう指導、教育をされてきたということが伝わっていると思うので、よくその内容を検討し見てもらって、子ども一人一人に対応してもらいたい。

「就学支援シート」がどの市にもある。保護者が自分の子どもが小学校入学の時に心配なこととかを書いて、それについて幼稚園や保育園の先生たちがどんな対応をしていたかを協力して書いたものを、希望者は小学校に渡すことになっている。渡さない親もたくさんいるが渡す親も結構いて、保護者は自分の子どもを小学校に上げるに当たりすごく心配していて、うまく馴染んでいってほしいという思いを込めて一生懸命書いて提出されている。ぜひ、小学校1年の担任の先生や校長先生には目を通してもらい、本人の力がより伸びるように対応してほしい。

○指導室長 情緒固定級で、まずは小学校6年間で少し子どもたちに成果が見られたということを楽しんでいる。その後の中学校への受け入れについてはこれまでも話題になっており、現状を見ながら慎重に考えていきたい。今できることとは小学校から中学校に移るとき、先ほど北

原委員から「交流」というお話も出たが、まさにインクルーシブ教育の時代であり、小学校の6年生、5年生の時にたくさん交流の機会を設けてもらって中学校へのスムーズなつながりにするとか、あるいは中学校の特別支援教室の存在についての認知度を高めてそこと通常級との連携を強めていくとかは、すぐにでも手がかけられると受け止めた。また幼保小の連携についてはこれからが就学に向けて動き出すシーズンになるので、各学校への周知・徹底を図るとともに具体的に校長先生方にも説明していきたい。

○馬場委員 市の教育委員会がこんなにも小中学校の広い分野の教育について、様々な視点で考えてくれていることに驚いた。すごく勉強になった。私からは気になる4点について述べる。一つ目。P.25の「小学校では、なわとびや持久走による運動旬間を通して」は、「運動週間」が正しいのかなと思った。

二つ目。いじめについての部分である。P.19の【施策の方向性】のところで「子どもたちの主体的ないじめの未然防止の取り組みを推進します。」とある。いじめの未然防止のために子どもたちが主体的に動いていくのはそのとおりだと思うが、p.9に「いじめの撲滅について主体的にかかわり、考え、能動的に行動する児童・生徒を育成します。」の部分は、実際にいじめが行われている現場に第三者が直接入っていくのは、どちらかに味方をしてしまって、あまりいい結果にならないのではないかと思う。「周りの大人などに伝える」という内容だったらいいかと思った。いじめが行われている直接的な場面に「主体的にかかわる」というのはどういう状況になるのか。「いじめの撲滅について主体的に」ということについて伺う。

三つ目。P.19の「パソコン、スマートフォンによる誹謗・中傷等の件数が増えている」の後に、「本市でも1日に2時間以上テレビゲームをしている児童・生徒が」と続くが、ネットを使う時間イコールネットでの誹謗・中傷が増えていくかといったらそうではないと思う。今はネットを使うことは当たり前になってきているが、「使う時間が増えている」ことを「誹謗・中傷」の文章の後につなげるのは不自然な感じがした。

四つ目。P.24の基本施策の一番上の文章の「子どもを取り巻く環境の変化などから、生命を大切にする心や思いやりの心などの」の「生命を大切にする心や思いやりの心など」は、環境の変化によって社会性の育成が求められているのではなく、もともと求められていたのだと思う。「環境の変化などから」「より」であれば分かる。環境が変化したから急に求められたわけではないので、ここもちょっと不自然かなと感じた。

○指導室長 1点目の「運動週間」についてであるが、学校では「運動旬間」と言っている。理由は、運動する習慣だけのことでなく、何週間とか月とかのちょっと長いスパンでとらえるためこういう言い方をしている学校は多い。もちろん「運動週間」として1週間で切るようなこともあるが、ここではそういった使い方をしていない。

二つ目、三つ目、四つ目のご意見は馬場委員の世代ならではのご意見だと思って、すごく勉強になった。いじめについての「子どもが主体的って、どういうこと？」は、まさにそのとおりだと思う。ここで言っているのは、いじめ防止に向けての「防止」、あるいはいじめについて考える場面での「主体性」という意味であるが、文言どおりに捉えると、まさに主体的にいじめに分け入っていくのか、と心配されたのだと思う。もうちょっと分かりやすい書きの方がよかったかなと反省している。

また、その次のネットの誹謗・中傷から、すぐにネット時間に話題が及んでいるところについても、馬場委員の世代ならではのご意見として、確かにそう捉えられてしまうと思う。子どもたちはスマホもゲームも当たり前になっているが、そのことそのものを否定しているのではなく、使い方やルールを学んでほしいと考えている。ここも表現にワンクッションあった方がいいと思うので検討する。P.24も同じように、「より」という、いい言葉を教えていただいたので参考にさせてもらう。

※「子ども」「子供」の表記は原文のまま

◎パブリックコメントの実施結果

【募集期間】 令和5年12月1日（金）～12月20日（水）20日間

【ご意見数】 1人・4件

【ご意見の内容及び回答】

※ご意見については趣旨を損なわないように要約しています。

	ご意見の概要	ご意見に対する教育委員会の考え方
1	<p>計画に記載されている内容の具体策については、別途計画がつくられるのか。「不可欠です」「向上を目指し」等の記載はあるが具体的なイメージが持てない。</p> <p>例えば、不登校対策に「児童・生徒一人ひとりに寄り沿った指導の充実を図る」(P. 21)とあるが、どのように指導の充実を図っていくのか。また、スクールカウンセラーは市内の複数の学校を兼任して対応してもらえる日時は限られているが、選択肢が増えるのか。</p> <p>「寄り添った指導の充実」により不登校の現状をどのようにしていくのか。「不登校をとにかく減らしたい」「不登校はやむを得ない（現行の学校制度では不登校はしかたない）ので、多様なケースに対応していく方向性に舵をきる」とか…。</p>	<p>本計画に掲載した各施策を推進するために、一年ごとに事業計画を策定し、進捗状況や効果等の振り返りを毎年度行い、その結果を公表しています。</p> <p>なお、不登校対策は、未然防止、早期支援を第一に対策を進めます。そのためには、心の中に不安や悩み、ストレスを抱えながら、誰にも言えずにいる子どもを見逃さないよう、学校全体で対応することを前提に、教職員のほか、スクールカウンセラーをはじめ、学力パワーアップサポーター等の配置を推進しています。</p> <p>しかしながら、不登校の原因や様子はさまざまであり、長期化への対応として、スクールソーシャルワーカーを活用した支援、関係機関との連携強化、学習適応教室、別室登校など多様な学びの場づくりを進めています。</p> <p>児童・生徒の心の状態に絶えず関心を寄せ、親身になって支え、心の声に耳を傾けることによって、学校が「共感し合える人間関係のもとに、安心できる居場所」となるよう、引き続き努めていきます。</p>
2	<p>「地域との連携」との観点から、各地域でどんな人たちが活動しているのかを可視化してほしい。</p> <p>また、青少協はそれぞれの地域で活動されているが、横のつながりがないようにみえる。お互いに学ぶところは多いと思うので、市にはコーディネートをやってもらえたらよいと思う。</p>	<p>学校と地域の諸団体が連携したさまざまな取り組みについては、学校だよりや学校ホームページで周知しているところですが、引き続き広報活動に努めています。</p> <p>なお、青少協の活動については、各地区の会長が集まり情報共有などがなされており、市としても支援しています。</p> <p>学校は、教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土</p>

		曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させることを目指しています。
3	<p>道徳教育や人権教育に期待している。多様性が言及される昨今、日本の道徳教育がどこまで対応できるのか疑問もあるが、改定後の「考える・議論する道徳」で、有識者や当事者をも巻き込みながら進めていってほしい。教室に設置されているモニターを使って、著名人のインタビュー等を見ることなどもいいと思う。</p>	<p>道徳教育及び人権教育については、オンラインの活用を含め、外部と連携したり、体験的な活動を取り入れたりして教材の工夫に努めるなど、引き続き教育活動全体を通して推進していきます。</p>
4	<p>可能な範囲で教育には関わっていきたいと考えている市民は多いと思う。従来の組織（PTA、青少協など）も保持しつつ、教育についてカジュアルにディスカッションできる場があるといい。</p>	<p>社会が複雑化・多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中、これからの教育は、これまで以上に学校と家庭・地域の協力の下で進めていく必要があります。</p> <p>PTA、青少協等のほか、各校で実施されるアンケートや学校評価に加え、道徳授業地区公開講座における意見交換等、保護者や市民の皆様のご意見を引き続き求めています。</p>

東久留米市第3次教育振興基本計画
発行／東久留米市教育委員会

〒 203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

Tel 042-470-7777 Fax 042-470-7811

E-Mail: kyoiku-somu@city.higashikurume.lg.jp

URL: <http://www.city.higashikurume.lg.jp/>